

第 19 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成16年6月8日(火曜日) 午後1時30分			
召集の場所	志波姫町 エポカ21			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成16年6月8日(火)午後1時30分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成16年6月8日(火)午後6時16分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 登
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	高 橋 光 治
	"	佐々木 幸一	"	遠 藤 實
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	白 鳥 英 敏
	"	山 田 悦 郎	"	三 浦 徹 也
	"	葛 岡 重 利	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 小 弥 太	"	高 橋 伸 幸
	"	鹿 野 清 一	"	佐 藤 多 恵 子
	"	佐 藤 千 昭	"	武 田 正 道
	"	鈴 木 守	"	海 老 田 慶 子
	"	高 橋 義 雄	"	佐 々 木 昭 雄
	"	高 橋 勇 輝	"	津 藤 國 男
	"	太 齋 俊 夫	"	須 藤 茂
	"	石 川 憲 昭	"	伊 藤 竹 志
	"	佐 々 木 幸 男	"	後 藤 和 廣
	"	大 内 朗	"	飯 田 明
	"	小 岩 誠 二	"	白 鳥 一 彦
	"	菅 原 佑	"	千 葉 和 恵
	"	中 鉢 泰 一	"	中 條 彦 登
	"	石 川 正 運	"	佐 藤 利 郎
	"	加 藤 雄 八 郎	"	白 岩 博
"	千 葉 伍 郎	"	松 田 孝 志	
"	佐 藤 幸 生			
"	佐 藤 重 美			

欠席者	委員	白鳥文雄	委員	山村喜久夫
監査委員出席者	監査委員	菅原貞夫	監査委員	菅原正晃
その他出席者	幹事長	大場秀也	班長(調整担当)	鈴木秀博
	副幹事長	佐藤重博	総務担当	菅原功
	総務部会長	高橋正明	総務担当	千葉恒男
	保健福祉部会長	後藤伸平	総務担当	伊藤大輔
	事務局長	鈴木正志	総務担当	市川かほる
	次長(総務担当)	二階堂秀紀	調整担当	二階堂賢
	次長(調整担当)	濁沼栄一	調整担当	武田利喜夫
	次長(調整担当)	千葉浩文	調整担当	小山雅規
	班長(総務担当)	千葉雅樹	調整担当	菅原元
	班長(合併準備担当)	小野寺世洋	調整担当	佐々木貴徳
	班長(電算対応担当)	高橋正淑	調整担当	片倉茂
	班長(予算編成担当)	菅原昭憲	調整担当	栗原聡
	班長(調整担当)	小野寺桂一		
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	千葉和恵	委員	中條彦登
傍聴	一般 52名 報道 6社			

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告・認定・議案
 - 報告第22号 平成15年度栗原地域合併協議会事業報告について
 - 認定第1号 平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について
 - 議案第7号 平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)について
 - 報告第23号 栗原地域合併協議会事務局規程の一部改正について
 - 報告第24号 新市建設計画における宮城県との協議について
 - 報告第25号 合併協定項目について
 - 1) 合併時まで調整する項目について
 - 2) 本庁及び総合支所の事務組織について
 - 報告第26号 合併協定書について
 - 報告第27号 合併協定調印式について
- 5 その他
- 6 閉 会

1. 開 会 午後1時30分

○鈴木事務局長 それでは開会にあたり資料のご確認をさせていただきます。本日、配布いたしておりますのは次第だけでございます。使用いたします資料に関しましては事前に送付してございます。報告第22号 平成15年度栗原地域合併協議会事業報告、認定第1号 平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について、議案第7号 平成16年度栗原地域合併協議会補正予算第1号について、報告第23号 栗原地域合併協議会事務局規程の一部改正について、報告第24号 新市建設計画における宮城県との協議について、報告第25号 合併協定項目について、報告第26号 合併協定書について、報告第27号 合併協定調印式について、以上の資料を事前に送付してございますので、これらの資料をお使いいただきます。もし持参されていない場合事務局の方にお申し出願いたいと思います。

それではただ今より、第19回栗原地域合併協議会を開会したいと思います。開会にあたりまして栗原地域合併協議会会長であります、菅原会長より開会のご挨拶を申し上げたいと思います。

2. 挨拶

○菅原会長 改めまして、皆さん、こんにちは。

午後1時半という時間での開会になりました。

第18回の協議会、開会いたしましたのが、4月21日でありまして、以来、今日まで、皆様方には大変長い日時、協議会の開会をいたしませんでしたので、ご無沙汰をいたしました次第でございます。

さてまた、この4月21日以降、栗駒町、それから花山村、それから鶯沢町では、それぞれ独自の町村合併に関係する住民意向調査を行いまして、既にこれらについても発表等がなされておりました。これらについては、既に新聞紙上等で発表されましたので、委員の皆様方もご承知のとおりであろうというふうに思う次第でありまして、そのように、大きく合併に向けて調査等を行いながら進んでおるといふ町もある訳であります。

そしてまた、今日は第19回というふうなことでの協議会の開会でございますが、また、その間にありまして協議会において、大変慎重審議をしましてまいりました新市建設計画、これも協議が終わりまして、宮城県とそれぞれ協議をいたしておった訳であります。宮城県の市町村合併推進本部会議におきまして、栗原の新市建設計画が承認されておりますので、このこともまた、つけ加えておきたいとていうふうに思う次第であります。

そしてまた、今日の会議、既に皆さんのお手元にご配付をいたしておる訳であります。この配付いたしました内容からいたしましても、合併協定書の調印式、こういうものも既に日程等が決まっておる訳でありまして、いろいろと合併に向けて大詰めに来ておるといふふうな感じをする次第であります。

なおかつまた、今日は協議の中にありまして、報告事項ということにはなっておりますが、本庁及び総合支所の事務組織、こういう大切な問題についてもご報告を申し上げながら、皆さんのご意見を承ってまいりたいというようなことで、提案をいたしておるような次第であります。以上、今日の協議事項、いろいろと難しいものもあるようでございますが、何とぞ皆さんの一層のご鞭撻を賜りまし

て、これら等について協議相整って次に進んでまいりたいと思いますので、よろしくひとつ、お願いを申し上げながら開会に当たっての会長からの挨拶とさせていただきます。

○鈴木事務局　それでは、早速会議に入っていきますけれども、本日欠席の届け出は、一迫町の白鳥委員、そして山村委員お二方。まだ会場に到着していない委員で高清水の武田委員、そして鶯沢町の伊藤委員ということで、52名中48名の委員方に出席をいただいております、協議会規約に定めます定足数に達してございます。

それでは、早速協議会規約に定められておりますとおり、以降の議事進行につきましては菅原会長の方をお願いをいたしたいと思います。

○議長　それでは、出席委員が過半数に達しております。

定足数に達しておりますので、ただ今から第19回合併協議会を開会いたします。

本日の会議次第につきましては、皆さんのお手元に配付のとおりであります。この次第に従いまして、順次報告並びに認定、議案等を審議してまいりたいと思いますので、よろしくひとつお願いを申し上げてまいりたいと思います。

3. 会議録署名委員の指名

○議長　それでは、3番目の会議録署名委員の指名についてを協議議題にいたします。

例によりまして、私から指名することにしてご異議ございませんですね。

(「異議なし」の声)

○議長　それでは指名をいたします。

志波姫町の千葉和恵委員、花山村の中條彦登委員、お二人を指名いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、直ちに(「議長」の声あり)はい、どうぞ。

○千葉伍郎委員　これからの会議の進め方に当たりまして、確認をしておきたいんですが、どうも、今日も会議次第配付をされましたが、会議の議題の取扱いが会議ごとにばらばらであります。16回から私、16、17、18と見てきましたが、ある時は報告事項、ある時は議案、ある時は協議事項と。今日はどういうことなのか分かりませんが、報告・認定・議案、これはどうする気なのかと、全然会議の次第の位置付けが明確になっておりません。それからもう一つは、報告22号になっております事業報告の関係でございますが、その下の平成15年度の合併協議会の歳入歳出決算認定についてだと思うんですね。そうしますと、認定1号という用語の使い方、私は余り認知していないんですが、議案の中で、平成15年度栗原合併協議会歳入歳出決算承認について、こういうタイトルになるのが適当ではないでしょうか。承認第1号、それから、出されています承認第1号と、上の報告第22号とは、事業の成果の報告なんですか。これは報告で済ませるつもりなんですか、これは。この取扱い。それから、下の25号から26、27、これはあくまでも報告であって、このことについての皆さんのご意見を頂戴したいと、そんな程度のことなんですか。協議事項ではないんですか、これは。具体的に協定内容には含まれていく訳ですから、明確に位置付けをして、議事の進行を図っていただきたい。

○議長 今、千葉委員からお聞きとりのような内容の質問がございました。

これ、事務局の方でこのように決めて、これから皆さんにお諮りをしていく訳でございますが、事業報告、それから認定第1号というふうなことで提案しておりますが、各町村でいろいろと提案の方法があるようでございまして、まさしく議案として決算を提案しておる町村もあるようでございますし、なおかつ、またこのように認定第1号、認定第2号というふうなことで、決算はこのような番号をつけて提案しておる町もあるようでございます。内容的には全く変わりはありませんで、報告事項としてありますが、しかし、これは当然報告事項であります、皆さんのご意見等承りまして報告に誤りがあり、なおかつまた、今後訂正をしていかなければならないもの、報告どおりでないもの、これは当然、今後皆さんのご意見を承りまして、これはきちんと内容等を改める分野については改めていきたいというふうな内容でもって、このような方法で今日はご協議を申し上げてまいりたいというふうなことで提案したものであります。

報告・認定・議案、このような縦分けはない訳ではないと思いますが、差し当たって今日はこのような次第等を決めました。この方法で進めていきたいと思っております。

(「議長もう一回」の声あり)

もう一回。

○千葉伍郎委員 その議長の進め方も分からない訳ではありませんが、平成15年度の推進協議会の際の決算の扱いについては、議案ということになっています。ですから、その都度、かがみが変わるのかと。各町村によって扱いが違いますと、こういう言い方はされましたが、一体、こういうような扱いで議案でもない、何でもない、これは一体どういうことなんですか、これは。レジュメを見て下さい。全部16回から開いてみて下さい。進め方が全く違ってきます。ばらばらです。その都度、思いつきです、これは。こういう大事な会議が、位置付けが明確にしないままに進んでいくことが、いかに問題を含んでいるかということなんですよ。私は、こういうことについてきちっとした進め方をしていただきたい。今、会長が仕切ったような形ではなくて、訂正するものは訂正して、そして進めていただきたい。それから、回答がありませんが、25、26、27の問題につきましては、協議事項ではなくて、あくまでもこれは報告だということで行く訳ですか。

○議長 暫時休憩をいたします。

午後1時40分 休憩

午後1時43分 再開

○議長 再開をいたします。

事務局の方から、今ご質問のありました内容等について回答いたさせます。事務局長。

○鈴木事務局長 決算の取扱いの件でございますけれども、推進協議会の際には、解散に伴う決算の取扱いということで議案として付しました。そういうことで、推進協議会の年度の伴う部分については、認定第1号という形で協議会の方にお示ししてございます。

また、財務規程の第8条決算等についても、規定の中でも協議会の認定を経なければならないということでもございまして、今回も認定ということで提案させていただいております。

○議長 以上のとおりでございます。

○鈴木事務局長 なお、25号以降の取扱いにつきましては、合併時まで調整するという、いわゆる協定項目の中の調整が済んだものについては、調整済み次第、協議会の方に報告させていただきますということ、これまでの何回かの協議会でもお話ししているとおりでございまして、これは報告とさせていただきますのでございます。

○議長 千葉委員。

○千葉伍郎委員 協定項目と協定表の中身をあらかじめ配付をさせていただいたので、熟読をしてみました。後で議論しようと思ったんですが、協定項目の中に、まだ未決で合併時まで調整するという項目が57項目もあるんです。まだ決めてないんですよ、これは。報告すれば終わりだと思っただけで間違いですよ。少なくとも、その中には、協定書の取扱いのせいで、私も含めて立ち合いの判をつくことになっていきますからね。その扱いを協定案文の中に、合併時まで調整するというやつは、これこれしかじかの方法でしますという基本にかかわる文言を入れて以下の文章を整理をしないと、調整するというで何も決まらないやつに合併の調印式をするんですか。ですから、私は、そういう位置付けを明確にして協定文の中に付しておいて、いわゆる合併時まで調整をするという項目については、こういう取扱いをしていくことにしました。したがって、協定書の中に付してやるというような、そういう協定書のあるべき姿に基づいてやらないで、言ってみれば、この間郡内の皆さんに住民説明会のための配布をした、あの資料を、そのまま協定文の印刷じゃないですか。現在進行形なんです。しかし、合併を決めるという、極めて歴史的なことをやるのに、そういうものに全く触れないままに、取扱いについて一切この中に触れられてませんからね。もう、1回協議したのについては出来高で全部報告すれば物が終わるといような形で、恐らく25号の取扱いをしたと思うんです。あるいは、27号の関係については調印式の扱いですから、ある意味では執行権の範疇かもしれません。しかし、私が委員として直接関与をしなければならぬ合併協定書の扱いについては、私は報告で済まされる中身ではない。正式にやはり議題として取扱いをし、意見も入れて対処すべきだというのが私の考え方です。聞かせて下さい。

○議長 事務局。

○鈴木事務局長 この協定項目の協議につきましては、第2回の協議会の際にもご説明し、委員さん方にはご了解を得ているという認識であります。つまり、協議会では、各項目の基本的方針を協議していただき、詳細については行政レベルで調整を図りますということでご説明しているところでございます。以上です。

○議長 それから、協定書のことについて、今いろいろとお話がありました。協定書を報告事項ではどうなのかということですが、いずれ協定書の内容は、今まで皆さんにいろいろとお諮りをいたしまして、協定された内容そのものでございます。ただ、千葉委員から合併時まで調整するといふふうな字句でもって協定をした場合、これはどうなるのだということですが、合併はやはり4月1日から合併する訳でありますからして、まだその間があります。協定したからといって、そのままこれを皆さんに合併時まで調整するというものをそのままにしておく訳ではありません。これはやはり、会長としても当然、合併時まで調整するというのは、合併時までそれぞれ調整をさせまして、その結果ができ次第、これで協議会が終わりという訳ではありません。これから何

回となく協議会も開催する運びでありますからして、その間にその点は報告をしながら皆さんのご意見を得て、定めていっていいのではないかというふうに考えております。いかがでしょうか。

そのような方法で、ひとつ進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 それではその方法で進めさせて下さい。

4. 報告・認定・議案

報告第22号 平成15年度栗原地域合併協議会事業報告について

認定第1号 平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について

○議長 それでは、議事に入ります。

報告第22号 平成15年度栗原地域合併協議会事業報告について、認定第1号 平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について、これらはいずれも平成15年度の決算に関連するものでございます。報告第22号と認定第1号を一括議題に供して審議をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、報告第22号 平成15年度栗原地域合併協議会事業報告について、認定第1号 平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算は一括議題に供します。

報告第22号と認定第1号の内容について、事務局から説明を求めます。

報告第22号 平成15年度栗原地域合併協議会事業報告について

○鈴木事務局長

報告第22号

平成15年度栗原地域合併協議会事業報告について。

平成15年度栗原地域合併協議会事業について別紙のとおり報告する。

平成16年6月8日報告

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

資料の1ページから3ページまで、事業について記載してございます。

平成15年7月1日に、栗原地域合併協議会が設置されました。第1回協議会を7月3日に開催し、その後、協定項目を48項目といたしました。

協議会につきましては、3月25日まで16回開催し、47項目について協議、確認されました。幹事会につきましては、協議会提案内容等について19回開催しております。

研修関係につきましては、8月23日盛岡で開催されました、市町村合併を考える全国リレーシンポジウムに委員さん方に参加していただきましたし、先進地視察研修として、篠山市、さぬき市、南アルプス市を視察していただいております。

住民への情報提供、啓発事業として兵庫県篠山市長をお迎えし、合併推進セミナーを9月19日エ

ポカを会場に開催いたしました。また、協議会だよりにつきましては、16号の発行、それからホームページの開設、それから横断幕の作成等々いたしております。

3ページに小委員会等の開催状況を示しておりますけれども、新市の名称検討小委員会が9月21日を第1回として12月5日の第2回の会議で名称候補を5種類に絞り込みまして、12月25日の第10回協議会において選考し、栗原市と決定したところでございます。

また、議員の定数及び任期等の検討小委員会につきましては、10月5日を第1回とし、1月15日まで8回開催し、さらに新市の事務所の位置等検討小委員会につきましては、10月5日を第1回として1月6日まで6回開催し、それぞれ1月15日の第11回協議会に委員長報告、そして提案協議され、委員長報告どおり確認されたところでございます。

次に、農業委員会委員の定数等検討委員会を附属機関として設置し、12月21日を第1回とし、1月27日まで3回開催し、2月5日の第12回の協議会において委員長報告があり、提案、協議され委員長報告どおり確認されたところでございます。

また、新市建設計画の策定に当たりまして、住民の方々からの自由な意見をいただくということで、住民ワークショップ、さらにはまちづくり検討委員会を開催し、建設計画の素案作りを行ったところでございます。

以上、事業概要についての報告を終わります。

○議長 認定第1号の決算内容について。

認定第1号 平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について

○鈴木事務局長

認定第1号

平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について

平成15年度合併協議会歳入歳出決算について別紙のとおり、監査委員の報告をつけて協議会の認定に付する。

平成16年6月8日提出

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

それでは、お手元の資料の3ページ以降の事項別明細でご説明を申し上げます。

その前に、総額でございます。

決算の歳入総額でございますが、4,758万608円、歳出総額が4,635万8,727円、歳入歳出差し引き額122万1,881円となるものでございました。

詳細につきましては、3ページ以降の事項別明細でご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。3ページになります。

1款負担金1項負担金1目負担金、当初予算額から500万円を減額し、4,500万円となるものでございまして、これは3月の補正の際にもご説明申し上げましたけれども、各町村の国庫補助金を協議会の負担金としていただいたというものでございます。

2款県支出金1項県補助金1目県補助金、当初予算額100万円、補正額ゼロ、計で100万円。

これはみやぎ新しいまち・未来づくり交付金として県からいただいている県の交付金でございます。

5款諸収入1項諸収入1目諸収入、当初予算額に8万円を追加し158万円となるもので、1節雑入で説明書きのとおり合併推進協議会の剰余金、それから預金利子というものでございまして、当初予算額5,250万円、補正予算額が492万円の減額ということで、4,758万円、収入済額が4,758万608円というものでございます。

次に歳出、4ページ以降になります。1款運営費1項会議費1目会議費、当初予算額に121万8,000円を追加し907万8,000円となります。支出済額が901万9,383円となるもので、不用額が5万8,617円となるもので、1節報酬から14節使用料及び賃借料まで説明書きのとおりでございます。2項事務費1目事務費、当初予算額に152万4,000円を追加し、1,597万3,000円となるもので、支出済額が1,541万1,567円、不用額が56万1,433円となるもので、これは3節職員手当から次ページ、5ページになりますが、19節負担金、補助金及び交付金まで、これもそれぞれ説明書きのとおりでございます。

2款事業費1項事業費1目事業費、当初予算額から774万2,000円を減額し2,194万9,000円ということで、支出済額が2,192万7,777円、不用額が2万1,223円となるもので、1節報酬から、これも次ページになりますが14節使用料及び賃借料までそれぞれ説明書きのとおりでございます。

3款予備費1項予備費1目予備費、当初予算額に8万円を追加し58万円となるもので、支出済額がゼロということで、不用額として58万円というものでございます。当初予算額5,250万、補正予算額が492万の減額ということで4,758万に対して支出済額が4,635万8,727円、不用額が122万1,273円ということになるものでございます。

以上でございます。

○議長 説明が終わりました。

ここで当協議会の監査委員としてお願いをしております金成町の監査委員でございます菅原貞夫監査委員、それから若柳町の監査委員でございます菅原正晃監査委員、ご両名によって監査をしていただきました。代表して、この監査結果についてご報告をお願い申し上げます。

○菅原貞夫監査委員 それでは、監査委員を代表いたしまして報告を申し上げます。

お手元にお配りになられております書面を朗読いたしまして、報告に代えさせていただきます。

平成16年5月21日

栗原地域合併協議会

会長 菅原 郁 夫 殿

栗原地域合併協議会

監査委員 菅原 貞 夫

栗原地域合併協議会

監査委員 菅原 正 晃

平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算の監査報告について

平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について監査を実施したので、栗原地域合併協議会規約第17条第2項の規定により、その結果について次のとおり報告する。

平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算報告

1. 監査の概要

1) 監査の対象

平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算

2) 監査の実施日

平成16年5月17日

3) 監査の手続

監査に付された平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について、計数等の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等により監査を実施いたしました。

2. 監査の結果

監査に付された平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について、関係諸帳簿その他証書類との照合した結果、誤りのないものと認めた。また、予算の執行及び関連する事務処理は、適正に処理されているものと認めた。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

監査報告が終わりました。

ただ今、議題に供しております内容について、ご質疑等ございましたらお願いを申し上げます。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしの声がございます。質疑を打ち切ってよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

それでは直ちに採決に入ります。

報告第22号 平成15年度栗原地域合併協議会事業報告について、認定第1号 平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算については原案どおり承認することにしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、報告第22号 認定第1号は原案どおり承認することに決定してまいります。

○議長 続いて議案第7号 平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)についてを協議議題にいたします。

内容の説明を求めます。

議案第7号 平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)について

○鈴木事務局長

議案第7号

平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)について

平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,522万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成16年6月8日提出

栗原地域合併協議会

会長 菅原 郁夫

今回の補正につきましては、先ほど決算でご承認いただきました平成15年度予算の繰越金を追加補正し、歳出において協定調印式に要する経費等を調整いたすものでございます。

3ページ以降の事項別明細書でご説明を申し上げます。

2. 歳入、3款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正前の額に72万1,000円を追加し、122万1,000円となるものでございます。先ほどご承認いただきました平成15年度からの繰越金ということでございます。

3. 歳出、2款事業費1項事業費1目事業費、補正前の額に61万1,000円追加し79万7千800円となるものでございまして、これは11節需用費、14節使用料及び賃借料ということで、先ほど説明申し上げましたけれども、合併協定調印式に要する消耗品、それから会場借り上げ等の予算の調整でございます。

続きまして、4ページになります。

3款予備費1項予備費1目予備費、補正前の額に11万円を追加し61万円となるものでございまして、繰越金のうち、11万円を予備費として補正するものでございます。

以上、補正の説明を終わります。

○議長 ただ今提案いたしました議案第7号の内容について、説明が終わりました。

ここで質疑に入ります。千葉委員。

○千葉伍郎委員 3ページの事業費の関係で、使用料及び賃借料ということで10万円計上されました。当初予算から見まして61万1,000円補正をして79万7千800円。後で説明をいただけたと思うんですが、この事業費の中で、この次議題になります合併調印式の諸経費などが相対的に分かってくると思うんですが、この当初予算、補正予算を含めて調印式にかかる費用というものはどのぐらいの状況になっておられるのか。

それから、調印式が1,000人規模とも漏れ伝わってまいっておりますが、どういう範囲まで調印式に招待をしているのか、総勢で何人ぐらいになるのかもあわせてお聞かせをいただきたい。

○議長 事務局、答弁願います。

○鈴木事務局長 それでは、第1点目、合併調印式に要する経費はということでございます。

ここにお示ししている61万の範囲内というふうに考えてございます。実は、当初予算の段階では、需用費の中に調印式に要する経費については予算措置していませんでした。ということで、ここに消耗品として看板作成とか会場の装飾代等々で19万4,000円ほど、それから調印書の印刷代、それから当日の式次第、記録用写真代ということで31万7,000円、それから当日の会場、

栗原文化会館を予定してございまして、大ホールそれから控室等々の会場借り上げ料ということで10万円の予算措置でございます。

それから、当日のご案内の関係でございますけれども、これは国会議員の先生方、県議会議員の先生方、それからいろいろな関係でご指導を賜りました宮城県知事初め、県の幹部の方々、それから地方公所の所長方、それから各町村の主だった、例えば議員さん方、それから農業委員さんであるとか、教育委員会委員さんであるとか、行政区長であるとか、当然、教育長さん、収入役さん、助役さん、それから各種団体として社会福祉協議会の会長さんとか、商工会の会長さんであるとか、JAであるとか共済組合であるとか、医師会の代表の方とか、そういった方々を予定してございます。今のところ845名ということでございます。

○議長 よろしゅうございますか。千葉委員、いいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしの声がございまして。質疑を打ち切ってよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

○議長 それでは質疑を打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

議案第7号 平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)については、原案どおり可決することとしてご異議ございませんですね。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます

それでは、議案第7号は原案どおり可決することに決定をしております。

○議長 続いて、次に入ります。

報告第23号 栗原地域合併協議会事務局規程の一部改正についてを協議議題にいたします。

報告第23号の内容について説明を求めます。

報告第23号 栗原地域合併協議会事務局規程の一部改正について

○鈴木事務局長

報告第23号

栗原地域合併協議会事務局規程の一部改正について

栗原地域合併協議会事務局規程の一部を、別紙のとおり改正したので報告する。

平成16年6月8日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

今回の事務局規程の一部改正でございますけれども、合併協定項目の協議が整いまして、今後、合併準備に向けた体制作りのために事務局規程の改正を行ったものでございます。お手元の資料の4ページ、5ページとそれぞれ規程の新旧対照表がございまして、それでご説明をいたします。

今回、改正については、第3条関係、3条で組織及び分掌事務ということのところでございます

が、これまで総務・計画・調整と6班体制であったものを総務担当と調整担当としたもので、いわゆる二つのグループにしまして、横の連携を強化しながら合併準備に向けた作業を推進するとしたものでございます。

それから、3条の2項でございますが、これを班から担当ということで改正したものでございますし、第5条関係では、3項の班長の職務の項で班からグループ制になったことによりまして、1号2号の規程を削除したものでございます。

それから、5ページが第3条関係の別表の改正部分でございます。これまでの6班体制から2グループ担当制になったもので、その分掌事務を示してございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長 これら等については、前もって委員の皆さん方にご配付をいたしておりますので、このような簡単な説明に終わりました。ご了承下さい。

質疑に入ります。ご質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑を打ち切ります。

それでは、報告第23号 栗原地域合併協議会事務局規程の一部改正については報告どおり了承することとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは報告どおり了承することに決定してまいります。

報告第24号 新市建設計画における宮城県との協議について

○議長 続いて報告第24号 新市建設計画における宮城県との協議についてを議題にしてまいります。

内容の説明を求めます。

○二階堂事務局次長 それでは、報告第24号 新市建設計画における宮城県との協議についてを報告いたします。

新市建設計画につきましては、別紙のとおり宮城県との協議が整ったということでの報告でございます。

めくっていただきまして、裏面にこれまでの協議の経過ということでまとめてございます。

4月7日の第19回合併協議会におきまして、新市建設計画1章から6章まで全て通しましてご確認をいただいたところでございました。そのことに基づきまして、4月8日に宮城県に対しまして事前協議ということで提出をいたしたところでございます。

4月30日に事前協議の回答が来た訳ですが、その際に若干の修正があった訳でございます。その修正箇所については、県の指導ということで、町村長会議において5月7日に協議をいたしまして、確認をしてきたというところです。

その後、5月7日付でもって、さらに宮城県との新市建設計画の本協議ということで、書類を提出いたしましたところ、5月31日の宮城県市町村合併推進本部会議におきまして、了承をされたという流れでございます。

それで、その右側のページが5月31日付で宮城県の方からいただきます文書の写しでございます。事前協議、本協議でどのような修正指導があったかということにつきましては、めくっていただきまして1ページをご覧いただきたいと思います。

大変申し訳ございません。1ページを説明する前に、先ほどの協議の経過の中で、4月7日第19回合併協議会とありましたが、17回合併協議会でございます。大変申し訳ございません。訂正しておわびをしていきたいと思っております。

それでは、県との協議の中での修正ということでご説明をしていきます。

その1が事前協議による修正でございます。

左側の方にページがありまして31という数字がありますが、これが建設計画のページでございます。ここの1ページにつきましては、環境負荷の軽減の事業の中での指導がございました。

この自然環境定住環境分野の中の環境負荷の軽減という事業になる訳ですが、新と左側のところの事業概要の一番下のところ、ごみリサイクルシステムの構築の一番下に、地域ニーズに対応したエコファクトリーという文言、ここにアンダーラインを引いてございます。

これにつきましては、宮城県との協議の中で、宮城県が「みやぎエコファクトリー事業」という事業を推進しておりまして、その中で若柳町がリサイクル団地の形成を行ってございます。このような事業があるので、この事業概要の中につけ加えてはどうかといった指導のもとに追加をしたというものでございます。

さらにその下の方に、地球温暖化の防止、地球温暖化防止実行計画の策定というところにアンダーラインを引いておりますが、これも追加修正でございます。

これにつきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律というのがございまして、その第8条の中に市町村がその事務及び事業に関する実行計画を作成するということが求められているというふうになってございます。そういったことから、ここの事業概要につけ加えるべきであるという指導を受けまして、追加をしたというものでございます。

次、2ページでございます。

これも同じ31ページですが、環境負荷の軽減の項で、先ほどの地球温暖化防止の関係の事業を挿入したということで、中段の「また、」のところ「地球温暖化防止に向け」ということで、その表現を追加をしたというものでございます。

次が3ページ、建設計画の40ページのところですが、これは地域産業振興分野のところでございます。ここの地域産業の充実、水田農業の振興のところ、事業概要として、前は農村振興総合対策事業の推進というものがあつた訳ですが、これ正式名称が農村総合整備事業という名称だということで、訂正をしたものでございます。

さらに土地改良事業の推進というところにアンダーラインを引いていますが、これはいわゆる総称的な表現でございまして、農村整備なり圃場整備、そういったものが全て土地改良事業だということで、具体的な事業名があるので、この文言は要らないだろうということで削除をしたというものでございます。

次に4ページでございます。

新市における宮城県の事業、いわゆる県の支援策の概要というところの表現でございます。

その中の、交通体系整備の支援、以前は国道4号線、398号線という表現をしておいた訳ですが、この国道4号、これにつきましては、管理者が国土交通省ということで、県の支援には含まれないので削除すべきであるといったことから、国道4号線という言葉が削除されたというものでございます。

次、5ページですが、ここは県道ということで、それぞれの路線名を載せておりましたが、正式には一般県道という名称であるといったことから、文言の修正をしたものでございます。

次、6ページでございます。

これも「水田農業経営確立排水対策事業」という事業名があった訳ですけれども、これは平成16年度から事業名が「地域水田農業支援排水対策特別事業」ということで、修正がなったというところでの訂正でございます。

その下の農業集落排水事業でございます。

金成有壁、一迫、そして築館横須賀というふうに箇所があった訳ですが、金成有壁地区は16年度に事業が完了するというようなことで金成有壁の字句を削除したというものでございます。

次、7ページが補助事業等による県の支援のところでございます。

口の商工会活動の広域化促進のための支援というところですが、より適切な表現であればこのような表現であるというような指導でございました。商工会の合併に係る県の補助について、このような表現に訂正をして欲しいということでの修正でございます。

その下、人的支援でございますが、前は「一定期間県職員を派遣することを検討します」というようなことでしたが、「必要に応じて県職員を派遣します」というような表現に修正をして欲しいということでもございました。

次、8ページでございますが、第5章の恒久的施設の適正配置と整備のところでございます。

高齢者・障害者福祉施設の表現の中に、「新市における高齢者福祉の施設は6となります」というような表現をしておいた訳ですが、県から鶯沢町で進めております特別養護老人ホーム、これも入れて7にすべきではないかといったお話があった訳ですが、鶯沢町の老人ホームにつきましては、17年4月1日開設予定だということで、これには含まないということで、ここは修正をしなかったという経過がございます。

9ページにまいります。

第6章の財政計画でございます。

その中の歳入歳出の主な前提条件、この中に歳入の地方税の前提条件の文章があった訳です。

地方税につきましては、個人住民税の均等割、これは人口の推移を踏まえまして、減額ということで推計をしておいた訳です。

さらに所得割につきましては、据え置きということで推計をしておいた訳でございますけれども、以前の表現ですと「人口推移等を踏まえ」というようなことだけであれば、所得割も減額するべきではないかといった指導があった訳です。所得割につきましては、人口のみならず産業の振興、これからそういったものを行っていくと、そういったことの効果もある訳であるから、据え置きをしたというように、ではそのような考え方を文章にここに表現すべきではないかといったことから、「経済情勢、地域産業振興による効果等も加味しながら」という言葉を追加をしたところでござい

す。

次、10ページですが、第3章新市建設計画の基本方針、この部分につきましては、先ほどの地球温暖化防止、この事業が追加したということで、第3章の体系図にこの地球温暖化防止を追加したというものでございます。

最後に11ページですが、これが（その2）、本協議の際の修正でございます。

事前協議の際に見落としをしてしまったということから、今回修正ということになった訳ですが、先ほども申し上げましたが、国道398号線、国道の場合は線という字がないそうでございます。それで、「国道398号及び457号」ということに、正式の名称に修正をしたというものです。

さらに、かんがい排水事業ですが、これまでの事業につきましては、事業名、そして関係する町村名ということで表しておった訳ですが、このかんがい排水事業につきましては、表し方が違っていたということで、左側のように迫川上流地区、そして迫川上流3期地区ということで、それぞれ事業地区と関係する町を整理をし直したというものでございます。

以上のように、宮城県との事前協議、本協議の中でそれぞれ指導がありまして、修正をした中で、新市建設計画の県との協議が終了したということでございます。

以上でございます。

○議長 これも県と新市建設計画の内容について協議をした際に、字句の訂正等の要請があつて、これを訂正をし、これを原案として県と本協議に入ったということでございます。

この内容についてご質疑よろしゅうございますか。佐藤委員。

○佐藤幸生委員 これ、県との協議ということで、県の指導を仰ぎ修正したということで、反論するつもりはございませんが、この名称について多少気にかかりますので、お伺いをいたしたいと思ひます。

3ページの農村振興総合対策事業の推進ということで、新市建設計画に盛り込んでおった訳でございますが、正式には「振興」が入らないんだという説明でございました。

正式には入らないということで、やむを得ないことではございますが、この新市建設計画から考えますと、この栗原地域は宮城県の中でも農産物の取扱い高が1位、2位の規模を誇るということで、この栗原地域は何としても産業の中でも農業の位置付けということは、大変大きいものがあるというように私は自負をしておる訳でございます。

そうしたときに、築館地域の農業改良普及所が産業振興事務所に統合され、過去には畜産の中の指導的役割を果たしてきた家畜保健所が佐沼合同庁舎に統合された訳でございます。

こうした経過から、農業をやっておられる方々の考え方というものは、栗原地域から県の農業振興の力強い役割というものが、日に日に低下してきているのではないかというように、危惧をされておった訳でございます。

したがいまして、この新市建設計画の中に、農村総合整備事業の推進だけということでは、この栗原地域としてはやはり何としても農業を振興する総合整備事業の推進だということで、力強いアピール効果があつてもいいのではないかというふうと考えておった訳でございますが、名称が県としてのこういう振興がないんだということでやむを得ない訳でございますが、この点についてどういう具体的な話し合い、協議の中でなされたのかということについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○議長 今のことについて、答弁。

○二階堂事務局次長 名称につきましては、これまで行われてきた事業名が農村総合整備事業という事業名に変わったということでの訂正でございます。それで、栗原地域のいわゆる地域産業振興の、これからの計画につきましては、今日の資料はごく一部しかここに載せておりませんが、実際はこの地域産業充実という施策の中では、水田農業の振興であったり、園芸の作物の振興、畜産、林業、漁業、商業、工業、このようなそれぞれの振興の事業概要も載せておるということで、新市建設計画の中では、この地域産業についてはそれなりの計画を作成してきたということと考えてございます。

○議長 よろしゅうございますか。

そのほかございませんか。高橋委員。

○高橋光治委員 1の45ページの22行絡みで、新市における宮城県事業の支援策、県事業の実施、交通体系の関係でお尋ねをしますが、全体的には、12ページの交通基盤の中に4号から398号、457号ということで書いて、そして県の支援が、ただ今説明を受けますと、国道4号がとれて398号、それから457号というような訂正という説明を受けました。私たちの金成町みたいに4号線を持っているところは、国道と県道の接続点を持っているところでございます。国道4号線を外して、これまでも国道に県の接点をぜひお願いするというで何回もしてきたんですが、宮城県はそれらに対して、国道4号という言い方がなくても、県道や一般公道、これらの接続点を今後とも推進し、支援をしていくという考え方であるかどうか。この点についてお尋ねをします。

二つ目は、これからも考えられるんですが、4号線の中を県道が併設して走るという線引きがされる場所がございます。これらについても、国道4号、そして県道、一般公道、その他で整備、支援をしていくという考え方でのよろしいかどうか。この点についての協議についてお尋ねします。

○議長 分かる範囲内で答弁して下さい。

○二階堂事務局次長 どこまで県道の支援をしていくのかということにつきましては、私の口からは言えない訳でございますが、今回、協議の中では県事業の実施による支援、その中の交通体系整備の支援、ここに文章ございますけれども、このような支援は行っていくということで、回答をいただいたということしか、私の口からは今言えないところでございます。

○議長 高橋委員。

○高橋光治委員 それでは、今後に向かって考え方としてですが、国道だけでもだめですし、県道の接点も必ず出てくる訳ですから、これらについては県の支援だけでなく、県が窓口になって国道との接点の支援策をしていくのだという捉え方で、ぜひお願いをしたいですし、油島栗駒線のように、今後国道と県道が同一線になっていく状況がございます。そういうときには、窓口は一本だと思っておりますので、私たちはやはり県の方に言いやすいですから、言おうかなというふうに思っているんですが、その点についてもぜひ支援策などをきちっと整理をしていただくというのが賢明ではないかなというふうに思いますので、会長あたりのご配慮をお願いしたい。

○議長 そのご意見、会議録にとどめておきまして、新しくなります市長に、これは引き継いでいきたいというふうに思います。

そのほかございませんか。

なければこの報告については了承するという事に決定していきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、報告第24号 新市建設計画における宮城県との協議については、報告のとおり了承することに決定をしております。

ここで、暫時休憩をします。今、35分ちょっと過ぎたところでございますが、45分まで休憩をいたします。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○議長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

報告第25号 合併協定項目について、1)の合併時まで調整する項目についてをまずもって協議をしております。

協議いたします。内容の説明をして下さい。

報告第25号 合併協定項目について

○千葉事務局次長

報告第25号

合併協定項目について

合併協定項目について、別紙のとおり調整したので報告する。

平成16年6月8日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

1ページ目をお開き願いたいと思います。

別紙1の方で説明させていただきます。

協定項目中、合併時まで調整するとしている項目の数でございますが、こちらにつきましては、合計で84件ということでございます。

そのうち、いずれかの例により調整するものということで、調整済とカウントしてございますものが34件、それから合併時まで調整しなければならない項目、こちらの方が50件ということでございます。調整済のものにつきましては、例といたしまして「〇〇町の例により合併時まで調整する」といった文言表記となっておりますもの、これらにつきましては34件あるということでございます。

50件のうち、今回報告項目数でございますが、16件でございます。今後調整すべき項目につきましては、残る34件というふうになります。今後調整すべき項目につきましては、調整がつき次第、協議会の方へ報告するという事にしてございます。

本日の報告項目でございますが、1番から4番までの項目でございます。

まず、協議第29号の関係でございます、保育事業についてでございます。

こちらの方につきましては、保育時間、この関係を合併時までに調整するとしてございました。調整結果でございます。

月曜日から金曜日については、若柳町の例により統一する。土曜日については若柳町は現行のとおり新市に引き継ぎ、その他の町村については午前7時30分から午後1時までとするとしております。こちらの方は、現在の職員体制、これを考えますと、全ての保育所で7時30分から18時30分まで、この開所につきましてはシフトが組めないだろうということで、このような調整結果としてございます。若柳町の土曜日の開設時間につきましては、午前7時30分から18時30分ということになってございます。

続きまして、協議第30号の保健関係事業でございます。

こちらの方は13件載せてございます。数が多ございますので、参考資料、次ページの1覧表の方で説明させていただきたいと思っております。

まず、最初に母子保健の母子手帳の交付、こちらの方でございます。

これにつきましては、交付そのものというよりも、交付時に行っております個別指導、こちらの方の指導に問題がございまして、合併時までに調整するとしてございました。こちらにつきましては、交付時に個別指導を行うのが一番効率がいいということでございました。それで、現行でございますが、随時、来ていただいた都度発行しているのが資料中8町村になってございました。それで、期日指定を行って交付していたのが2町ということでございました。これら協議を詰めた訳でございますが、やはり期日指定をして個別指導を行わないと、後日改めて日にちを設定して行っても、参加者が少ないという現状だそうでございます。それで、町によっては随時交付から期日指定に変えて、個別指導を充実させるために期日指定に切り換えているところもあると。こういったことを考えると、現行どおり地域性によって現行の形で交付するのが一番いいだろうという結論に達してございます。

それから、指導の問診内容でございますが、これは本年度から関係10町村、統一した基本項目を設定して、今動いているところでございます。こちらの方の項目をことし1年間かけて認証を行いまして、精度の高いものにして平成17年度から実施したいというふうにしてございます。

それから、妊婦健診委託、それから産婦・新生児訪問指導でございます。こちらにつきましては、委託先とか健診回数がその他の項目になってございます。調整結果のとおりでございます。

それから上から4段目のポリオ予防接種、ここから⑥の2種混合ワクチン接種、ここまで予防接種関係でございます。こちらの方は、実施回数だったり実施方法、それから委託先と言ったようなその他の内容となっております。

予防接種につきましては、今年度から医師会と調整を図りながら、協議会の方で方向立てしていただきました接種方法、そちらの方で、今年度からもう既に動いているといった現状でございます。ただ、5番、6番、日本脳炎と2種混合ワクチン接種、こちらにつきましては調整がつかないということで、今年度に限り集団接種で行っているという現状でございます。

それから続きまして、老人保健事業の訪問指導でございます。こちらの方は対象、それから実施方法、委託関係ということで調整してございます。調整結果については一番右端の調整結果のとおりで

ございます。

それから続きまして、機能訓練でございます。こちらの方のその他の内容につきましては、実施内容、それから体制ということで調整してまいりました。内容につきましては、老人保健事業のA型というくりがございまして、その中の内容で実施していくということでございます。それから、職員でこれは実施していくということにしております。

それから続きまして、健康づくり推進協議会、それから保健推進等の育成事業でございます。こちらにつきましては、組織の調整ということでございました。健康づくり推進協議会につきましては、新市で一つという考えでございます。構成人数については20人以内としたものでございます。

その他内容につきましては、調整結果のとおりでございます。

保健推進員こちらの方につきましては、各地域には現行どおり保健推進員を置くということでございます。ただ、市で総括する保健推進員の連絡協議会、仮称としてございますが、そういった形で置きたいというものでございます。

それから、精神障害者の小規模作業所の運営事業でございます。こちらの方につきましては、対象者とそれから指導員の報酬につきまして合併時まで調整するとしてございます。調整結果は右欄のとおりでございます。

以上が保健関係事業でございます。

1ページ目の方に戻っていただきたいと思っております。

続きまして、NO. 3の協議第38号 高齢者福祉事業についてでございます。こちらの方については、在宅老人短期入所事業の部分の委託先及び利用者の負担金ということで、これについて合併時まで調整するとしてございました。委託先につきましては、宮城県の偕楽園、それから特別養護老人ホーム等ということで調整してございます。それから負担金につきましては、それぞれ委託料の1割を負担していただくと。その他食材費につきましては実費負担ということで調整しております。

続きましてNO. 4の協議第56号で行われました病院・診療事業の取扱い、この中の手数料関係でございます。これにつきまして合併時まで調整するとしてございます。

資料の方は別紙になってございまして、3ページの参考資料2に載せてございます。こちらの方につきましては、大きなくくりで診断書及び諸証明書料等、それから分娩等の取扱い料、それからその他と大きく、くくってございますが、手数料につきましては、郡の医師会の意見、こちらの方を参考にしながら調整した内容でございます。

以上、1)の説明を終わりたいと思っております。

○議長 1)についての説明が終わりました。

先ほど開会時より、いろいろと質問もございまして、まだ今後調整すべき項目が34件ございます。今後調整すべき項目については、調整がつき次第協議会へ報告することになりまして、皆様のご意見等承っております。

まずもって、今回報告いたしました16件の内容についてご質疑等ございましたらお願いを申し上げます。

このとおり、調整したものを調整案ということで……。佐藤委員。

○佐藤幸生委員 2ページの母子保健の乳幼児健診に1歳6ヶ月健診、3歳時健診等についてお伺い

したいんですが、これまではこうした健診については、町村単位でもちろんやっておった訳でございますから、合併した途端に3ブロックに分けて、アンダーラインのある地区において健診を行うというような方向のようでございますが、私、小さな子供さんを持った方の気持ちはまだお聞きをしておりますが、ただ、このような計画から私なりに考えますと、これまで町の中で移動距離が少ない中で、すぐ小さな乳幼児を、例えばどういう形で連れていくか。例えばベビーシートですか、あれに脇に乗っけていくんだと思うんですが、そうした手間暇を考えますと、今度合併した途端に遠くまで行って健診を受けなければならないというような素直な不便さを感じるのではないかなと思うんですね。それで、当然、行政コストあるいは医師の問題等考えられて、このような計画内容に調整したのだらうとは思いますが、どうも、合併した途端に不便になったなど。あるいは旧町村単位においては保健福祉センターとかあるいは病院とか診療所とか、新しい施設に合併を前提としてではなくて、当然医療保険の充実ということで取り組んできた訳でございますが、そうした施設がその地域に有効に使われなくなるのではないかなと。合併した途端に少し不便になったなどというように受けとめられるのではないかなという、不安を感じておる訳なんです、そういう点について、こうした思いの方々にご説明をすればよろしいのかお伺いをいたしたいと思えます。

○議長 　ただ今の質問について、答弁。

○千葉事務局次長 　ただ今のご質問なんでございますが、資料が恐らく違っているのではないかなと思えます。1歳6ヶ月健診等は、今回調整済の案には載せてございませんので。これから、恐らく協議、調整が現在進んでおるところでございますので、まだ案件としては載せてございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤幸生委員 　この資料としてはあるんですが、これ何だや、古いやつかな。古いつてどこからきたか、これ、町の方からいただいたやつなんです、多分、最終調整のやつでなくて、その前のやつかな。これ後でよろしいですか、ちょっと目を通していただきます。分かりました。今、瀬峰の町長さんにちょっと見せられましたので、それでよろしいです。

○議長 　後で調整させて下さい。

そのほかございませんか。千葉委員。

○千葉伍郎委員 　今、説明がありました。それで、協定項目の合併時まで調整する項目について、今回16件、今後調整すべき事項が34件、こういう報告がありました。この19日に調印式、そして25日には各町村議会で合併の議決をすると、こういう差し迫ったことがある訳ですが、今後、調整をすべきという34件の取扱いですが、期日のある程度明確化をする時期に来ているのではないかなと思っている訳です。できないものはできないことは理解しない訳でもありませんが、いつごろまで、この34項目の件について線引きをするのかという時期の考え方については、お示ししていただけないでしょうか。

○議長 　事務局、今の質問について分かれば答弁して下さい。

○濁沼事務局次長 　それではお答えいたします。

ただ今のご質問については、前回の協議会でも同じようなご質問がありました。合併時まで調整するといいました調整項目につきましては、連日のように各分科会、それから専門部会におきまして協議、調整が続けられております。同じ項目でありましても、これまでの10町村におきまして

は、それぞれの政策的視点の違いから、その現況内容は違いがございます。それらの内容を新市としてどのような形がいいのか、長期的な視野を持ちながら、また全体的な視点を持って計画的に組み立てて議論がなされている段階であります。先ほどの報告の中でもお話ししましたように、調整のつきました項目については随時協議会におきましてご報告していくということでご説明しているところがあります。ただ、合併時までの調整、これは前回もお話ししましたように、月日から言いますと17年3月31日ということになります。

ただ、少なくともこの調整内容は、これからの新市の例規に全て絡んでくる項目であります。そうしますと、これは既に例規関係については、数多い例規がございますから、これは分科会において既に協議をなされている部分もありますし、これから業者の方から上がってくる部分もあります。ただ、最終的には、遅くとも10月の初めあたりには、これはきちっと例規の中に組み込むということから、全ての項目については協議会の中にご報告ができるのかなということで、ただ、この項目についてはいつまでという、個々の部分については、これは前回もお話ししましたように、何回も協議をしなければならない調整項目、それからどちらかと言えば早目に調整がなされる項目という部分がありますから、これは個々の項目についてはここではお答えは難しいというふうに思います。ご理解をいただきたいと思います。

○議長 千葉委員。

○千葉伍郎委員 極めて不透明な答弁ですが、いずれにしたって、今お話がありますように、諸規則を含めて条例の制定まで影響する項目もある訳ですね。ですから、いつまでも期限なし、今言われたように17年4月1日に合併するのに3月31日までなんて言われて、ああそうですかって、私引き下がれないんですが、事務作業として、やはり一定の目安をつけて作業を進めていかななくてはならないと思うんですよ。それから、もう一つは、結果として揃い踏みをした段階で、これらの案件については一覧表か何かでも整理をしていただかないと、その都度その都度説明をする訳にはいきませんので、全体が揃い踏みをした段階で、合併協議会としては枠組みに対する一覧表というものは含めて提出が可能なかどうか、その辺のところの見通しなどもお聞かせをいただきたい。

それで、私は、いろんな経過を辿りますと、少なくとも9月いっぱい、ないしは10月いっぱいぐらいにはこの諸案件は勢力的に整理をしていただかなくてはならないのではないのでしょうか。各町村ごとに月が変われば人が変わるというような形で、なかなか進んでいかないというのが実態のようでございますので、くどいようですが、期日をぜひ統一した見解を出していただきたい。

○議長 これは会長としての考えですが、今、事務局の方でも10月という言葉が出ました。10月までに、これらは調整可能と私は思いますので、これらは早いものはその前に、できたものはその都度協議会に報告いたしますが、最終的には10月までには完全にこの項目の調整を終わっていきたいというふうに思います。このことは事務局にも命じてやってまいりたいと思います。

それから一覧表、どうします。

○濁沼事務局次長 これも、前回お話ししました調整項目が全て調整できた段階で、全ての項目の一覧表は委員の方々にお配りをしたいというふうに考えております。

○議長 よろしゅうございますか。

今いろいろと質疑の中で、34項目これらについては10月を目途に事務局の方で報告をさせま

す。

そのほかございませんか。海老田委員。

○海老田慶子委員 協議第29号の保育事業についてなんですけれども、調整結果、これは一生懸命考えていただいてこういうふうに調整していただいたと思うんですけれども、土曜日の若柳が6時までで、ほかのところは現行どおり7時30分から午後1時までということなんです。決まっていますので、どうしてもないんでしょうけれども、やはり子育てしやすい環境を、ぜひ作っていただきたいということで、新市にこのとおり引き継いで、その後に若柳町のように、栗原全市が土曜日も親が安心して子育てできる、仕事ができる、そういう環境を作っていただくということで、ぜひ、これから議事録の方にこのことを載せていただきたいと思います。できれば、本当に全市が若柳町のように6時まで見ていただけることができるということを前提に、こういうことにさせていただきたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長 このことは、我々10人の町村長、事務局から報告をされた際に、やはり今、海老田委員が言われるような考えでありました。やはり各町村でも土曜日も遅くまで保育をする。これが常に要求されておるといことのようにございまして、現段階としては保母の数、そういうものの手当がどうなるかということからすれば、まず合併後にできるだけ早く若柳町の例にならって、土曜日も保育をしていきたいというふうな考えで一致いたしております。

伊藤委員。

○伊藤竹志委員 今日、遅刻してきたので、ちょっと申し訳ないんで、気を落としたのかなと思ったんですが、これ、一緒に組織図もついているんですけれども、これは別物なんです。

○議長 これは後でまたやります。今、(1)をやっていますので。

○伊藤竹志委員 (2)の方ですね。分かりました。

○議長 (1)についてよろしゅうございますか。

それでは、(1)の合併時までに調整する項目について、ただ今調整をいたしました16カ件については調整内容を了とすることにしてよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、調整内容を了承するというにいたします。

それでは、(2)本庁及び総合支所の事務組織についてを協議議題にいたします。

まずもって内容の説明を事務局からいたさせまして、その後に質疑に入ります。

○濁沼事務局次長 それでは4ページの別紙2の資料につきまして、これに基づいて説明させていただきます。

別紙2の資料は、新市の具体的な本庁機能としての本庁舎及び分庁舎の配置の仕方と、各部局ごとの具体的な部名と課名について記載をしてあります。

まず初めに、築館町に置きます本庁舎機能は、現在の築館町役場と庁舎に隣接いたします、ふるさとセンター及び栗原文化会館の一部を使用し配置することといたしました。

現在の築館町役場庁舎の使い方ですが、1階に築館総合支所を配し、加えて本庁の会計課を配置いたしました。2階には本庁総務部の4課と選挙管理委員会、3階には企画部の3課と建設部の3課、監査委員会、加えて議会事務局の一部が入り、4階は新市の議場となり、残りの議会事務局職員を配

置しております。

栗原文化会館には、築館総合支所の教育センター及び本庁の教育委員会の5課が入ることといたしました。

また、築館町役場庁舎に隣接しておりますふるさとセンター2階には、産業経済部の4課及び新市の農業委員会準備室を配置することといたしました。農業委員会が一つになります平成17年7月20日以降の農業委員会事務室につきましては、1階への配置といたしております。

この結果、本庁機能となります現在の築館町役場庁舎と、隣接いたしますふるさとセンター及び栗原文化会館に入りきれない本庁組織は、生活環境部の2課、保健福祉部の5課、上下水道部の2課の3部となります。この3部をどの総合支所に分庁するかにつきましては、総務部会及び幹事会、町村長会議等で幾度となく協議を重ねてまいりました。その結果、新市において効率よい行財政運営を図るためには、最終的には分庁舎を1カ所に集中することが望ましく、また、現庁舎の耐震構造やバリアフリー対応及び圏域の交通網や所要駐車場スペースを含め総合的に検討いたしました結果、金成町役場庁舎を分庁舎にすることが一番妥当であるとの結論に至りました。

本庁舎機能である生活環境部、保健福祉部、上下水道部の3部を配置いたします金成町役場の具体的な庁舎の使い方ですが、1階には金成総合支所と本庁の保健福祉部の長寿生涯福祉課を配し、2階には保健福祉部の4課と生活環境部、3階には上下水道部を配置することといたしました。

また、各部局ごとの具体的な部名と課名等の事務体系ですが、市長部局は7部24課制となり、教育委員会部局は1部5課制となります。議会事務局を含めると9部20課の組織となりました。また、各総合支所の事務体系ですが、市民生活課、産業建設課、保健福祉課及び教育センターの3課1センターとし、平成17年7月19日までは加えて各農業委員会を配置することといたしました。

各総合支所に配置する職員数ですが、保育所、病院、学校等の職員を除く各町村の現職員数の6割程度を配置する計画となっております。

以上で説明を終わります。

○議長 栗原市の本庁、総合支所、体系図に従いまして、ただ今本庁舎、それから分庁舎、それから総合支所機能、これらについて事務局から説明がありました。

このことについて、これから質疑に入ります。ご質疑お願いします。ありませんか。遠藤委員。

○遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

報告に対しての質疑ということになりますけれども、栗原市の本庁舎あるいは総合支所の体系図を見ますと、合併時にはこういうようなことでやりたいという、住民に対してやはり不安を与えないという配慮は分かるつもりですけれども、ただ、現実にこういうような体制で栗原市の行政をやった場合に、しかも新しい市庁舎は10年を目途に建設するという。そうしますと、このままで10年間はいくのだろうと。住民サイドからいけば、あるいはこれは安心かもしれませんけれども、しかし、合併する一つの意味としましては、行政経費を節減するというのが一つの大きな目標になっていると私は理解する訳です。そうしますと、この従来体制を各総合支所に6割は確保しますよという、最初から6割の職員は配置しますよということであって、さらにその上に分庁舎があり本庁舎があって、その中に本部機能もあるということになりますと、最終的には住民にサービスの質にはなかなか行き届かなくなるのではないかと。行政経費がかかって。そうしますと、この10年間の市庁舎を建てる

まで、これがずっといくのではないかなと、私自身が心配する訳でございます。この辺の考え方が、合併時はやむを得ないとしても、どの辺で新市になって行政経費が節減されるのか。担当された職員の方はきちんとそういう将来の数字的には分かるでしょうけれども、我々特別職は合併と同時に身分を失うと。したがって、こういうことで新しい市に引き継いだ場合に、果たして栗原市が将来地域のためのまちづくりができるのかと。逆に10年もしないうちに再建団体に落ちるような、行政経費がかかり過ぎて、そういうふうな結果になるのではないかと、逆に心配する訳ですよ。その辺の考え方をひとつ、お聞かせいただきたいと思います。

○議長 事務局。

○濁沼事務局次長 これは、一番初めに総合支所方式をとるに至りました理由を5項目ほど挙げて説明をさせていただきました。一つは、本庁の中核部分については1カ所に集中するのが好ましい。しかしながら、それを受けるだけの既存庁舎がないということが一つありました。

それから、一番住民の方々が心配される住民サービスの低下、これまで各役場の中で用事を終えていた部分が、合併することによって非常に不便を来すというような声が出てくるだろうということで、ほかの四つの項目については、それらの不安を払拭するために総合支所方式としますということであります。

ただ、今のご質問ですと、このような総合支所の置き方とした場合、財政的な部分はどうかという部分であります。

確かに、総合支所を置かない体制、それから総合支所を置く体制、これは非常に経費的な部分が大きく違うだろうと思います。ただ、これは前にもお話ししたんですが、今、栗原市の全体の職員数、これは類似団体等々比較しますと、一般的に300人強ぐらいが多いというふうに言われております。この部分については、10ヶ年ぐらいの中で退職者の2分の1、それから3分の1、そういう部分も含めて計画的に300人ぐらいを10年間ぐらいの中で削減をしていくということで、そういう部分からいうと、確かに総合支所の経費というような部分はありますけれども、人件費的な部分で、それ以上の効果が出せるのかなということですよ。

当然、人件費の関係もありますが、やはり一番大事なのは、地域住民の方々の合併に対しての不安をまず取り除くということから、当面は総合支所方式ということで、先ほど10年とか幾らというお話が出たんですが、分庁については新しい庁舎ができるまでということになっております。

ただ、新しい庁舎ができて、総合支所をどうするかという部分については、これまでの中でも廃止しますという言い方をしておりません。ただ、これはやはり新しい市ができて、いろんな住民の合意形成ができて、そして総合支所は地域には必要としないというような、そういう意識ができた段階に、またその総合支所のあり方なり、庁舎の配置の仕方が検討されるべきだろうということで、こういう部分でも、先ほど繰り返しになりますが、職員の人件費、計画的な削減を含めて十分な行政効果が出るだろうというふうに感じております。以上です。

○議長 遠藤委員。

○遠藤 實委員 今回の答弁は分からない訳はございませんけれども、住民の合意形成がなされるというのは、私は絶対合意形成はできないと私は思うんです。と言いますのは、これはよその地区でまことに申し訳ございませんが、鶯沢あたり金成が昭和30年に合併した訳ですよ。なおかつ、平成1

7年に合併しようとする栗原市に対してまたそのまま引き継がざるを得ないという、これが現実なんですよ。やはり、どこを廃止するとかどこを存続させるというのは、今きちんとはできませんけれども、その住民のコンセンサスを得るまではやりますよという説明ですけれども、住民のコンセンサスは少なくとも、恐らく今から新しいなというのを学区の再編成もしかり、やはり相当な英断とあれをもっていかないと私はできない。単なる、これを見ますと総花的ですばらしいような見方もできますけれども、これでは決して新しい栗原市のまちづくりに対しては、逆に重荷になる部分があるのではないかということ、きちんとして、ここで皆さんが、あるいは住民の方々が新市になる場合の一つの将来の対応の仕方として、やはり意識を持ってもらう必要があるのではないかというふうな、私は認識をしておりますけれども、どうでしょうか。

○議長　なかなか難しい答弁であろうと思います。遠藤委員がおっしゃられるようなこともそのとおりであろうと思います。いずれそのように進んでいくのが合併の効果であろうと思いますので、ただ、それがいつの時点で、しからばそのように支所を廃止、そしてまた本庁舎を何年までに建設するかということについても、いろいろこれは議論のあるところであろうと思います。いずれ、このような分庁方式、本庁方式、これはやはり本庁と言えども2カ所にまたがっておりますので、やはりこれも1カ所にいずれは集中すべきであろうというふうに思うので、本庁舎はいずれ建てなければならぬということ、当然言えることであろうというふうに、会長としては申し上げておきたいなと思います。いかがでしょうか。

では、また後で遠藤委員の質問は承ることにして、そのほかございませんか。高橋委員。

○高橋義雄委員　若柳の高橋です。

本庁舎、分庁舎について今説明があった訳でありますけれども、まず最初に、今説明の中で総務部会、それから幹事会、それから町村長会で検討して、この案が成案になったと。そして提案していると、そういうお話をいただきました。そこで、各協議した部会なり幹事会なり町村長会での協議内容、どのような経過をもって、過程をたどってこのような提案になったのか、まずその点をお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長　事務局。

○濁沼事務局次長　初めに、先ほど言いましたように、総務部会、それから幹事会、町村長会議ということで、総務部会長なり幹事会の幹事長等も出席をしております。事務局の方から大ざっぱに説明をさせていただきます。

総務部会の中で、最終的には先ほど言いました結論に至りました。これは10ヶ町村の総務部会、それから幹事会、それから10ヶ町村の町村長の会議、三つの段階を全て最終的には合意形成ということで、確認をされた事項であります。ただ、お互いの会議会議の中では、いろんな議論がされました。例えば、分庁が一つでいいのか、それとも複数にすべきか。それからどういう部を分庁すべきか。それから総務部会等では各町村の意向もとりました。分庁先を希望するという町村も、協議の過程の中では出た部分があります。ただ、それらを全て踏まえて、いろんな協議がなされました。いろんな角度からいろんな協議がなされて、最終的には、確かに我が町なり我が庁舎という考え方も、確かに議論の途中ではありましたが、結論といたしましては、やはりこういう緊迫している行財政の中で、いかにしたら効率のよい庁舎体制を作るか。金のかけない、そういう庁舎を作るか、そんな議論

で、最終的には総務部会、幹事会、町村長も含めて、その中で合意形成ができたということで、こういう、どんな議論ということは非常にづらいんですが、いろんな議論が出ました。いろんな細かい議論、それから大局的な議論、いろんな議論が出た中で、先ほど言いましたように、全ての会議において納得された中での合意形成ということでもあります。以上です。

○議長 高橋委員。

○高橋義雄委員 今、説明をいただきましたが、いろんな議論があったと。そんな中で、最終的には合意形成ができたんだと、このような説明でありました。それはそれで、皆さんが、これでいいんだということで合意形成になったということで、ここに提案になったんですから、それはそれでいいと思いますし、また、考え方として本庁舎、それからできるだけ効率よく分庁舎を余り多くしない、このような考え方で行財政改革にも意を用いたんだらうと、このことについては評価をいたしたいと、このように思う次第でございます。

ただ一つ、ちょっとこれが違うのではないかという、私自身の思いがありまして、この4月、各町村一斉に住民説明会を開催した、この資料、あるいは協議内容を読みますと、築館町に本庁舎を置く、これはこれで最初から話し合いがついておった訳ですからこれでいいんですが、その中に、私が全くイメージしないふるさとセンター、文化会館、これが含まれておった。これは協定項目、新市の事務所の位置の住民に説明した内容と合致するのかと、こういうことを言いたい訳であります。読んでみますからね。住民説明資料ですよ。「新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置となりますが、築館町役場庁舎には全ての本庁機能が入り切れないため、他の町村役場庁舎に本庁機能の一部を分けることとなります。また、築館町を含む現在の各町村の役場については、それぞれ総合支所となります」。このように書いてありますし、このように説明してきたはずですが、そこで、この部分がふるさとセンター、余りこだわらなくてもいいんだと言われればそれまでかもしれませんが、せっかく長時間かけて協議してきた内容です、これが。ですから、ふるさとセンターと文化会館、そのものを築館町役場と解せるのかと、そういうことです。まず、私が言いたいのはそのことであります。

それからもう一つ。仄聞によれば、総務部会、幹事会では決定できなかったと。今、次長が合意形成されたと、このような説明をいたしましたけれども、漏れ伝わるところでありますから、その部分は私の判断でありますけれども、町村長に丸投げしたと、こういうふうに聞いております。そんな中での町村長方が懸命の努力をなさって、このような文案を作った。それはそれでまた結構なことでありますが、これで各町村長さん方が全て円満に合意されたのかどうか。その点、そのことも伺っておきたい。まず2点。済みません、これはどなたの町長がお答えになっても結構でありますから、あえて協議会会長が答えろと、このようなことではありません。

○議長 前の部分だけ。

○濁沼事務局次長 では初めに、既存庁舎、これは一部分庁方式を含めた総合支所方式として理由については、8月28日の第3回の協議会で理由を五つ挙げてその説明をしてきたところであります。その説明の一つとしまして、本来、本庁の中核機能は1ヶ所にまとめることが理想であります、その中核機能を1ヶ所に集中して配置できる庁舎が既存庁舎にはないため、一部中核機能を複数庁舎に配置し、分庁機能を持たせることにいたしましたという説明をいたしました。その中の既存庁舎とい

う捉え方だろうと思います。まず、その前にふるさとセンター、それから栗原文化会館の内容について、ちょっとお話しをさせていただきます。

ふるさとセンターは、これは愛称名でありまして、一般的には農村環境改善センターと言われる施設であります。この施設は、農林省の農村整備モデル事業として建設されたものであります。これまでの施設利用といたしましては、築館町役場の会議室的に利用されてきているのが現状であります。敷地も施設利用も、築館役場庁舎と一体的なものであるということから、今回、本庁機能として含めたものであります。敷地も同じ地番の中に入っております。それから、配置する部ですが、先ほど言いましたように産業経済部と農業委員会といたしました。これは、施設の建設が農林省のモデル事業ということで、農林水産の関係する部ということで、この二つの関連する部を配置した訳であります。

それから、栗原文化会館ですが、これは田園都市構想の中核施設として栗原地域広域行政組合が事業主体となって建設したものであります。現在は、築館町の生涯学習課と公民館、それから栗原地域広域行政組合の視聴覚センターが既に入っております。施設そのものが社会教育施設でありますことから、今回、築館総合支所の教育センターと新市の教育委員会を配置したものであります。

こういふことから、既存庁舎という部分ですが、これは確かに表現からどうだという部分もありますが、先ほど言いましたように同一敷地、それから目的等もかなっているということで、これは築館庁舎と既存の本庁舎と同じような考え方でいいのではないかということ、これは総務部会、それから幹事会の中でも同じような議論が出ました。ただ、結果的にはやはりこれは本庁機能を考える場合に、この二つの施設を築館の本庁既存庁舎と同じような位置付けで考えていだろうということで、このような考え方になった訳であります。以上です。

○議長　ふるさとセンターの立場、それから文化会館の立場、このことについては、今事務局からご報告があったとおりであります。しからば、町村長会議に、機構のいわゆる本庁舎、分庁舎、このことについては、なかなか結論が出ないので、丸投げしたのではないかというふうなお話でしたが、そういうふうなことはございませんでした。私が答弁してもし違っておれば、他の町村長方からまた回答させますが、まず町村長会議の内容を申し上げますと、本庁舎のいわゆる総務、産業、教育、まずこれらはふるさとセンター、それから文化会館、これに既に産業経済部、それから教育部、これらが入って、残ったいわゆる生活環境部、保健福祉部、上下水道部、この三つがまだどのように分庁したらいいのか、なかなか決められなかったというふうなことで、町村長会議に提案されたものであります。よって、町村長会議でもいろいろとお話し合いをいたしました結果、やはり分庁舎は1ヶ所にすることによって市民の立場から考えれば効率的であるというようなことで、最終的にはこの案を町村長としても全員で認めたものでございます。全く異議のない案でありました。

○高橋義雄委員　ではもう一回。若柳の高橋です。

今、まず1点目、役場庁舎という概念というか、そのことについて答弁がありました。一々言えば、ふるさとセンターの場合は、名前はふるさとセンターなんだけれども同一敷地内にあるということから考えれば、今の説明も分からない訳ではない訳ですが、今度はいろいろ理由を言っていましたけれども、ふるさとセンターそのことをとりましても、若柳町には多目的センターというのが若柳の役場の敷地内にあるんですよ。それは役場と言わないんですよ。まずそういうことから、一つ疑問を

持った訳ですよ。

それから、文化会館、これだって一般的なイメージからすれば、今まで協議してきた内容からすれば、文化会館を役場と思っていた人はいないはずですよ。ですから、役場と解しているのかという質問をした訳です。ですから、これが協定項目そのとおりに合致しますかと、そういうことです。これが、そのような協定をしながらここまで来ている訳で、協定項目が全部協議が終わった訳ですから、今言っていることは報告に対する話ですから、ですが、このような形でちゃかっとすりかえられると、とんでもないことになる。そのことを危惧するんですよ。何も別に、文化会館が悪いとか、ふるさとセンターが悪いと言っているのではない。私は、できれば、何をどこに分庁しなくてもいい、できればそのような考え方でいけば築館に全部置いていいんですよ。そういうことを考えればですよ。何も金成に持ってきたり、若柳に持ってきたり、栗駒に持っていったりする必要ない。そうすれば、新しい市になった場合に、市民のためには分かりやすくいい。だけれども、役場というはっきりした名称を使ったものだから、これでいいですか、これが協定項目に合いますかと、こういうことです。そのことをそうだとするのであれば、私は引き下がりますけれども、私はそうでないと思う。町村長さん方もそうだと思って合意したのかどうか分かりませんが、まさか文化会館を役場だと思っていた町村長さんはいないと思いますよ。ですから、いろいろ若柳の町長は私には話しませんが、灰聞はしていますよ。町村長会議でさまざまな議論があったということも。それでこのような形にやむを得ず決まった。このような話も聞いています。

それから、もう一つ言えば、築館町では病院跡地、それから築高跡地どちらかは知りませんが、総合庁舎を建てて欲しいということも要望しているそうです。そういうことは協議会で話されましたか。全然話されていないんですよ。表に出てきていない。私たち協議会委員は、あえて私ですけれども、合併協議会委員は、提案されてその次の回に審議しなさいと、30分や15分や20分の説明もって、これに臨んできている訳ですよ。ですが、こういう大事なことを簡単にそのような形で、私は協定項目を破っていると思っているんですよ。そのことをはっきりして下さい。それで、町村長方はそれで責任を持てますか。私は25日には、今の予定ではこれが議会にかかる、議会が判断しなければならない、各町村長さん方は、後は、調印したらば議会が判断することです、このような言い方をしている訳です。議会に重い責任を持たせて、できるだけ合併するために、賛成するためにハードルを低くして下さい、そのことを申し上げたいと思います。

役場という概念、捉え方、それから、今私が申し上げた町村長さん方の合意の内容、もう一回。後は申し上げませんから。

○議長　だれか町村長の中で今の話に、会長以外に話していただける方、ございませんか。副会長ですか。暫時休憩。45分ですから、ここで10分間。

午後3時45分　休憩

午後3時55分　再開

○議長　それでは休憩前に引き続きまして再開をいたします。

ただ今まで若柳の高橋委員からいろいろと質問がございました。

事務局、会長からそれぞれ答弁いたしましたんですが、再度町村長さん方からどなたかないかということでございますが、私から指名をして答弁をしていただきたいと思います。一迫町長、何かありましたらひとつ。済みません。副会長は当事者だから、今のところ。

○佐藤覚次郎一迫町長 結論は、先ほど会長のご報告、ご提案申し上げたとおり、全員一致で合意いたしました。その間は、各それぞれの部会あるいは幹事会の報告を受けながら、慎重に協議の上、このように意思合意したのでございまして、私どもは大きな選択をしたと思っております。ご理解をいただきます。

○議長 はい、どうぞ。訂正を兼ねてですか。

○高橋義雄委員 若柳の高橋です。

先ほど、築館の病院跡地あるいは高校跡地に総合庁舎というふうに申し上げたということを指摘されました。私、申し上げたのは総合支所ということでございますので、そのことは訂正をいたしたいと思えます。1点だけ申し上げれば、築館の総合支所をもしそこに建設するという事になれば、あえて、庁舎の位置の最後にあります将来における新市の庁舎建設及び位置等については、住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し10年を目途に新市において検討されることとなります。この最後に書いてある訳であります。もし、先ほど申し上げたように、そういうこととなりますれば、あえて新庁舎を建設する考えはないのかと、そういう感じも受けました。

それで、申し上げた訳であります。その辺のところは、町村長さん方が言いづらいということであれば、どのような話になっているのか、事務当局に聞いておきたい。どんな話、どのような話があったのか。このことについて。そのように私はお聞きしたいし、それからもう一回申し上げます。役場庁舎を語る時に、ふるさとセンターとか文化会館は役場庁舎には入らないだろう、そういう概念はないだろうと、そういうことを申し上げておきたいと思えますので、事務方、答弁あれば答えて下さい。

○議長 事務局。

○鈴木事務局長 町村長方の中で、具体的などういったお話があったのかということなんですけれども、先ほど一迫町の町長さんがおっしゃったとおり、この結論に至るまでは、それぞれいろいろな考え方を町村長方が出し合いました。ただ、結論として一迫の町長さんがおっしゃったとおり、会長がおっしゃったとおり、金成分庁舎で一致したということでございます。

○議長 今、高橋委員からお話がありました総合支所の建設、これは別段議題に供した訳でもありませんし、これが本質的に私たちの中では論議をしたということは全くありませんで、いろんな話の過程の中でそういう話も出たことは間違いありませんが、全くこれは議題にした訳ではありませんし、それによっていろいろと話し合いをしたというのは全くございません。一方的な話というようなことで、聞き流したものであります。

そのほかございませんか。（「議長」の声あり）加藤委員。

○加藤雄八郎委員 若柳の加藤です。

2点質問をいたします。まず、このパンフレットにおいては「新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置となります」となっておりますけれども、今渡された中には、本庁舎を築館町役場、ふるさとセンター、栗原文化会館となっている。地方自治法で築館町役場というのはあるん

ですか。本庁舎が栗原文化会館であるんですか。ないでしょう。地方自治法では、市役所の位置は住所で議決するはずですよ。まさか築館町役場で議決するはずがない。なんで、このようになったかお聞きしたい。

2点目、今、町長、事務局、いろいろ論議したと言うけれども、私どもにこの説明の資料の厚い中に、庁舎配置イメージ図というのがありますよね。まずA総合庁舎には本庁を置いて、企画調整部門、財政部門を置くんだと。それから、C総合庁舎には分庁舎を置いて、生活環境部門の管理機能を置く。D総合支所には保健福祉部門の管理機能を置く。これはいずれイメージとして皆さんに言ったんでしょ。私もそのとおりだったんですよ。議会でそのとおり、このようになりますよと、総合支所方式、分庁方式に決まりました。ところが、今、この図を見れば、本庁舎を置いて金成分庁舎を置く。論議してイメージを出してやったんじゃないですか。それにもかかわらず、ごまかしてはだめですよ。地方自治法にちゃんと住所決めると決まっているんですよ。大事なことなんですよ。それを、通せばいいというので、本庁舎、築館町役場、ふるさとセンター、栗原文化会館、こんな住所が地方自治法で議決を認められるんですか。私は不思議だと思うのでお答えを願いたい。

○議長 事務局、分かる範囲内で答弁して下さい。

○鈴木事務局長 いろいろ二、三点ご質問がありました。

庁舎の位置の協議を上げる際には、小委員会でもさまざま議論がされてきた経過がございます。その中でも、いわゆる役場の位置、現在の築館町役場の位置とするという表現に落ち着いたのは、あのときもいろんな議論がございました。正確には、条例では住所を定めることとなる訳でございますけれども、分かりやすくした方がいいだろうということもあったかと思えます。そういったことから、築館役場の位置とするということでございます。また、自治法上では、主たる事務所の位置を定めるということになるかと思えます。

それから、何点かあった訳ですけれども、小委員会の中でも、いろんなご意見をいただきました。例えば、一部分庁方式を含む総合支所とする場合の総合支所の機能、そして総合支所の職員数は一体どうなるんだと。しからは、逆に言えば、本庁の職員の機能と職員数はどれぐらいになるんだというような議論もいろいろ出ました。あの時点では、具体的に事務組織との絡みもございまして、具体的な総合支所の機能、役割、職員数についてはお示しできないということで、こちらの方の説明も何度もしましたが、本庁に集約するのが本当は望ましいんだ、ただ、入り切れない恐れがある。入るかも分からないし、入らないかもしれない。ですから一部分庁を含む総合支所方式とすることに、小委員会の中で結論が導かれたというふうに認識してございます。

今回、この分庁のいろいろ検討するに当たって、まず最初に総合支所の機能、そして概ねの必要な職員数を割り出しながら、そこから本庁として必要な職員数、機能を計算したところで、そういう段階を踏みながらいろいろ検討した経緯がございます。

○議長 加藤委員。

○加藤雄八郎委員 お分かりになっていると。地方自治法4条でしたか、3条でしたか。お分かりになっているから、さっきから、あなたの方は築館町役場とふるさとセンターは同じ番地なんですよと2回言った。ところが、栗原文化会館のことは一言も言わない。言われませんか。なれませんか。それで、言葉のマジックでどうも公務員さん、ころころころと、ごまかし、ごまかしがあ

る。それではさっきから言ってみなさい。栗原文化会館は、築館町役場と番地は違います。市役所にはなりません。そうでしょう。

そして、今、これをなぜ、うちの方の議長も私も言うかということ、皆が議決して築館に中心地を持ってきて、市役所を10年以内に建てるんだというんならいいんですよ。議決すればいいんですよ。皆の中で。納得するんですよ。ところが、ふるさとセンターを使って文化会館を使って、10年はもたないと。やはり築館のあいている、築館高校跡地や公立病院跡地に分庁舎を持っていくのかなど。行ってもいいというのなら、協議会で議決すればいいんですよ。それをなんだか分からないうちにやっては、私は困る。だから、ふるさとセンター、栗原文化会館のは、私は産業経済部、農業委員会、教育部を置くことには反対なんです。どのようにお考えかお聞きをいたします。

○議長 加藤委員がおっしゃること、分からない訳でもありませんが、今、事務局で答弁した以外には答弁が出ないのではないのかなと思います。それから、本庁舎は住所で決めるということになっているようですが、これはどのようになるのか、そのように二つ、三つに分かれておっても、本庁舎として主たる事務所だけの位置を決めればいいんだというふうな解釈にもなるのではないのかなというふうな気もいたします。そうすれば、それで法令上は結構なことなんだろうなというふうに、今、会長として浮かんできたことでございます。

いろいろとご異論があるようです。

そのほかございますか。総合的に後でまた判断をさせていただきます。千葉委員。

○千葉伍郎委員 栗駒の千葉ですが、若柳の議長さんがいみじくも言ったことに尽きるんですが、協議8号の新市の事務所の位置の執行部の提案は、1にはそのとおりですが、三つ目には合併後5年を目途に新庁舎の建設を図る。建設場所については、築館町周辺とするというのが執行部の原案でありました。これを小委員会で議論をした結果、少なくとも基本的には、人が類似市に行けば300も多いと、こういう話ですから、できるだけ既存の施設を使い、分散をし、そして当初は10年というのは入ってなかったんです。ここに議論は。しかし、10年という一つの特例債の期限があるから、庁舎費用については入れなければならないということがありましたので、10年を目途にといった経過がある訳です。6回議論しているんです、これはね。その中では、だれもふるさとセンターの話だとか文化会館の話までして、何でもかんでも築館に皆集めるという発想なんかなかったです。いわゆる既存の、それぞれの機能を持っている町村の施設を最大限活用して、ならば、10年という特例債の期日がなければ、10年という言葉が出てこなかったです、逆に。

そういういきさつ、経過からいけば、今言ったように、それでなくても一極集中ですよ。あの当時、何回か事務局にもお尋ねしましたが、一体、築館町の庁舎には、何ぼ入るんだと。そして管理部門と言われている、ほかに分散しなくてもいい管理部門というのは幾らあればいいんだと。場合によっては、築館の総合支所の分を別なプレハブも含めて、機能1ヶ所にといい話は、そのときには、ふるさとセンターだとか文化会館の話なんか一つも出てません。少なくとも、既存の他の町村の施設を活用しよう、私などは築館町の役場よりも、場所から言ったら一番いいのは金成の役場だと、ここまでお話しした経過があるんですよ。そういうことからすれば、今、事ここに来て、しゃにむに全部そこに集中をすると。そのことによる弊害がないんでしょうか。

具体的にお尋ねをしますが、築館の現在の役場、そしてふるさとセンター、文化会館、何人入れる

考えなのか。それから、築館の1階部分に入り切れない、総合支所の分、その始末はどのように考えているのか。三つ目には、これ、四、五日前に合併した町村の実態の中でありましたが、いわゆる保存しなければならない公文書、この置き場所がないということで、機能は1ヶ所にしたけれども、資料は全部旧町村に置いてきていると、こういうことから、管理の扱い、あるいは仕事をするにしても大変困っているということなどを引き合いにしますと、今度の築館役場、ふるさとセンター、文化会館、これらの入る、関係する課の10町村の保存すべき文書をどのように考えて、この庁舎構想を示されたのか。私はそこまで恐らくいってないと思うんですね。ですから、改めてこういう集中の仕方をして、新たな投資をするということは、この小委員会での議論からすれば、本文にも書いてありますように「将来における新庁舎の場所については、新市の財政状況を考慮し10年を目途に新築する」というところにとどめた経過があります。ご案内のとおり、新庁舎を含めて10年の間に537億ある特例債ですが、303億にとどめざるを得なかったというのは、皆さんから提出をされた新市の財政状況を見て下さいよ。栗原郡10ヶ町村の、今の平均よりは財政が悪くなるんですよ。そういうことを考えると、職員を1回に辞めさせる訳にはいきませんから、ある程度の、そういった意味での機能分担というのは、私はこの10ヶ町村が合併をする一つのカンフル剤ではないのかなど。しゃにむにとにかく全部入るところだったら理屈全部つけて築館に集めるという考え方は、私は今までの小委員会の経過などからすれば、なじまないのではないかというふうに思います。

このことについては、まだ、私たちの議会の中でも話しておりませんからね。直前にきて、こういう話をされるというのは、私は今までの経過からすれば、私は合併やむなしかなと思っていました。しかし、こういうやり方というのは、やはりなじまないですね。そして改名をしようとする。そこまで言うのであれば、会議録を出して下さいよ。結論ばかり聞かされたって分からないですから、会議録を出して下さい、会議録。そこまでして議論しないと、庁舎問題というのは決まらないのではないのでしょうかね。余りにも無理していますよ、これは。申し訳ないですが、築館の今のような構想だと、この新庁舎移転に伴って新たな経費というのは全くかけないという中身なんですか。それから、10カ町村から集めてくる築館に集中する課の保存文書等々がどういう形で保管しようとしているのか。この辺まで掘り下げて聞かせて下さい。

○議長 事務局。

○濁沼事務局次長 先ほど冒頭に言われましたように、当初の本庁機能、ふるさとセンターなり栗原文化会館を含めないで検討してきただろうというお話でありました。確かに、当時の小委員会等も含めて、そんなことだったと思います。ただ、議論の過程では、そういう話も、ふるさとセンターなりの利用の話も出たように記憶をしております。ただ、最終的にはそういうような方向にならなかったという部分であります。ただ、これは先ほどから一番先に言ったように、やはり新市で効率よい行財政運営をするためにはどういう部分がいいのかと。その中で、確かに今出されたようなご意見も、いろんな部会なり幹事会でも出ました。ただ、そのときに、先ほども説明しましたように、ふるさとセンター、文化会館、生涯学習課なり築館の公民館なり広域の視聴覚センターが既に行政機能の一つとして入っているという部分からいうと、これはやはり有効的に活用すべきだろうということでありませぬ。栗原文化会館の使い方については、改修費は一切かけないという前提であります。栗原文化会館です。

それから、ふるさとセンターについても、改修費、ある程度試算をしておりますが、例えばふるさとセンターを使う場合、これは床の張り替えとか何かありますが、800万円程度で改修費が済むだろうというような積算もしております。そういう部分から言いますと、まず今日の非常に厳しい行財政の中では、そういう部分に金をかけないという部分で、なおかつ住民の方々に不便をかけない、そういう住民サービスをしていく場合には、どのような庁舎の置き方がいいかという部分で、大分議論されて、こういう結果になりました。

経費の関係であります。一番経費のかかる部分は、これはふるさとセンターなり栗原文化会館を使わなくても、本庁の4階の議場の改修費であります。この部分については約2,000万円ほどかかるというような概算的な試算をしております。それを含めてトータルの金成の分庁舎の改修、これも基本的には、今のスペースをそのまま使うと。ただ、一部じゅうたん等が張っている部分がありますから、床を張りかえるという部分程度の金成町の改修であります。そういう部分から言いますと、今、積算している部分ですが、金成の改修費、これは500万円程度という部分で、これは極めて改修費がかからない、そういう部分で効率のよい、行財政厳しい中での庁舎機能を作っていきたいという部分で、これはくどういようですが、総務部会なり幹事会等でいろいろ議論されて、確かにこういう時勢であるからそうすべきだろうということになったというふうに理解をいたしております。

それから、文書のいろんな保管の場所の関係であります。

確かに今、10ヶ町村でいろんな書類がたくさんあります。町村によっては10年なり、それから5年なりの保存年度部分がありますが、それを超えて保管をしている部分があると思います。これは、確かに十の庁舎が一つになる訳でありますから、いろんな部分の書類関係が出てくるだろうと思います。これは、そういう切りかえ時に必要でないものについて、保存の必要のないものについては処分をし、それから永年保存とか、そういう法的な保存の義務づけられた部分については、やはり再度書庫整理等をしてきちっと整理をしなければならないだろうと思います。ただ、総合支所に置く書類、それから本庁に持ってくるべき書類、これも具体的に総務部会で話が出ています。ただ、これは電算システムの中でネットワークを総務省を含めて構築をするということでもありますから、どういう書類を本庁に持ってくるべきなのか、それから総合支所の事務として住民に直結する部分で、これは残すという部分もありますから、その書類をどこまで本庁に持ってきて、どこまで総合支所に残すかという部分は、これからの部分になります。ただ、場合によっては、本庁に持ってきて書庫が足りないという部分になりますと、簡易的な書庫の部分を設置とか何か出てくるだろうと思います。基本的には、金のかけないような事務所体系を作っていきたいという部分が結論であります。

それから、（「人は」の声あり）それから、各町村の、どれぐらいの人数規模かという部分です。築館には本庁機能として、今回111名の部分になります。それから、ふるさとセンターには87名ほどです。それから、ふるさとセンターが49人……、ちょっとお待ち下さい。

ふるさとセンターに入る職員、49名になります。それから、文化会館54名になります。それから築館の総合支所も含めて208名という部分の人数が入るようになります。そのうち、総合支所の職員というのが67名、60人から70人の間と。以上です。

○議長 以上ようでございます。千葉委員。

○千葉伍郎委員 今、突然ここ三日ばかり前に原案が送られてきたものですから、びっくりしている

んですよね。全くぎりぎりに書類を送られてくるものですから、何の予備知識も持たないままに今日来ています。普通でありますと、提案を受けて、そして内部で議論をするものはして、そして協議に入ってきているのが通例ですけれども、このような形で、突然、事務局の方の皆さん方も、何回もくどいようですが、新市の事務所の位置の小委員会の会議の中にも入っていただいている訳ですから、こういう流れになるような議論だったのでしょうか。私はそうじゃないと思いますね。全く違うと思いますよ。できれば、このメンバーの中にも位置の問題について協議会に参加している方がいる訳ですから、率直に感じた点は、議論のしている経過から言いますと、私は書類を送ってこられるのも四日、受けとったのが五日ですから。ぎりぎりになってきて、今日午前中に来るまでに見てきただけの話ですからね、こういうような、これだけ大事なことを、今日一発で決めてしまうやり方は、私はちょっと強引過ぎるのではないかなというふうに最後に申し上げて、これは胸にしまって総合的な判断をして下さい。

○高橋義雄委員 協定項目に合致しているのかしていないのかということを行っているんだけど、全然答えてない。答えさせて下さい

○議長 協定項目に違反をしていないかということですが、これは違反をしていないということで答弁するんですか。

○濁沼事務局次長 では説明させていただきます。

新市の事務所の位置の関係の協定項目の内容であります。

これは「市の事務所の位置は、当分の間現在の築館町役場の位置とする」と。二つ目としては「新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする。将来における新市の庁舎建設及び位置等については、住民サービスの利便性、新市の財政状況等を考慮し、10年を目途に新市において検討するものとする」という部分が協定項目の調整結果であります。この内容からいうと、合致はしているだろうと。ただ、先ほどお話がありましたように、冊子の部分の説明書きの部分とは、若干内容が違います。ただ、協定項目の結果の内容には、これに沿っているというふうにご覧をいただきたいと思います。今、問題になっているのは、一部分庁方式を含む総合支所方式と。一部分庁方式は、先ほど金成町一つにするというのが一部分庁に結果的になっています。ただ、この方式をとっておりますから、ただ、分庁先で、今いろいろ複数かそれとも一つかという部分なんです、調整内容の原文からいけば、問題はないのかなというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長 高橋委員。

○高橋義雄委員 そんな詭弁を弄してはだめですよ。はっきりして下さい。それがどうのこうのと言いませんから。調整内容原文というのがあるんですよ、ここに。住民説明会で説明しているのが。その中には、当分の間現在の築館町役場の位置とすると書いてあるでしょう。だったら、文化会館は築館町の役場の位置ですか。そのことを言っているんですよ。それが、協定項目に反してないのかということ、私さっきから言っているんですよ。ですから、これが正しいと言うのだったら、何でも直せますよ、この協定項目は。そのことを言っているんですよ。それくらい気付いて下さいよ。分かっても言わないだろうけれどもね。何も、分庁どこにするとか、全然反対していません。私は一つでいいと思っているんだから、庁舎ね。本庁方式で、あとは支所でいいと思っているんですよ。そのことをさまざま詭弁を弄して答弁しているから、こういうような話になるんですよ。ですから、

このことを突かれたらば、正しくないと思うよ。正しいと言い張れますか。だから言ってるの。これが正しいと言うんなら、何でもかんでも正しいだとそれでもいいですよ。私は正しくないと思うから、間違っているのではないかと。これだけだったらいいんですよ。この部分だけだったら。全部協定項目がありますから、48項目。その部分で私たちが知らないうちに、ちょっとちょっとちょっと直されていく可能性はないだろうけれども、あった場合どうする。全然協定が守られないと、こういうことになるでしょう。だから言っているんですよ。全然答えないじゃないですか、さっきから。私は、今までこんなに力んで言ったことはないんですけども、最後で、もう19日調印だということから、その前に何もしゃべることない。ですから、25日は議会にかかる。その議会は大変な決断をしなければならぬんですよ。ですから、全てここでしゃべって、納得して議会に臨みたい。そして、私どもの方の議会にも、よく説明をして、納得していただきたいと、そういう思いからこういうことを言っているんですよ。ですから答えて下さい。

それから、あえて申し上げますが、先ほど千葉伍郎委員に対する答弁の中で、できるだけ金をかけないでやるんだと。それは正しい考え方だと思いますよ。それでいいんです。ですから私は一つでいいんだと言っているんですよ。一つでいいんだ、本庁方式でいいんだと。でもできないから分庁方式だと。それを、何も住民の皆さんに説明しているのは、総合支所へ行けば何でも用が足せますよと。何も心配しないで下さい。今までどおりのサービスできます。それ以上のサービスも期待できると、このような説明をしているんですよ。しているんでしょう、みんな、そのように。ですから、どこへ分庁したって全然構わない訳ですよ。例えば、うちの方で言えば60%の職員を総合支所に残すというのであれば、40%あく訳ですから、そこへ持っていけば、いや、若柳とは言いませんよ。どこでもいいんです。そこへ持っていけば一銭も金がかからない。何もサービスが変わらなくて金がかからなくて、建てるまでの間分庁するというのなら、二つ三つに分けて分庁したっていいですよ。無理むり協定項目を破ってまでしなくてはならないということ何がありますか。そのことです。答えて下さい。

○鈴木事務局長 第1点目については、先ほどもお話をしました。いわゆる主たる事務所の位置を定めるものだということでご説明したはずでございます。ということでご理解いただきたいと思います。

○議長 休憩。今、32、33分ですから、40分まで町村長さん方、大分長引いていますので、別室にお集まりを下さい。

午後4時33分 休憩

午後4時46分 再開

○議長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

ただ今、本庁／総合支所・体系図についていろいろとご質疑等がございました。

ただ今、別室におきまして10人の町村長、協議をいたしました結果を会長の方から答弁をいたします。

まず、体系図については、これは町村長、この体系図には責任を持つということ。それから、築館

庁舎のほかに本庁としてふるさとセンター、栗原文化会館が充てられておるが、これが違法ではないかということでございますが、あくまでも本庁舎は築館町の役場でありますので、その一部を本庁舎として利用はしておりますが、これは市民のこれからの利便性を考えた場合、これらの設置については違法性がないということで結論付きました。全責任を町村長が負って、このような、皆さんにお示しをした本庁舎の体系図を示した訳でありますからして、そのことをご了承願って論議をしていただきたいということでございます。

そのほかに、いろいろと今ご質問がございました高橋委員、加藤委員、千葉委員、もしそのことについてまたありましたら。千葉委員。

○千葉伍郎委員 10人の町村長が責任を持ってというか、悲壮感を持って当たられているようですが、先ほど来言っているように、そんなに悲壮感を持つ必要はないですよ。私たちは、小委員会の流れも踏まえて、経過は十分担当者も入っての中身ではなかったですかと、そういう意味ではこういう結論に到達するというのは、どこから一体ぐにゃっと曲がったんですか。3項目だけですよ。小委員会に付託された中身の中で大きく変わったのは、これが含まれている訳ですよ。この問題が。10年の問題と含めて。とにかく財政を、新庁舎を建てて60億とも70億とも言われる新庁舎を5年以内に建てるなどというのは、財政の状況からいってそうではないのではないですかという形で、10年というのは、その後、さっき言ったように出てきた話です。その時点では、それぞれ10町村が持っている現行施設を最大限活用して、分庁舎、総合支所方式としようじゃないかというのが結論なんです。しゃにむに築館に集中するという議論は、一回も出てません。執行部からも「いや、そうじゃなくて、ふるさとセンターもありますよ、文化会館もありますよ。ここになんとかかんとか入る分だけ全部寄せて下さい」なんていう話の一つもありませんからね。こういう中で、今出された結論というのは、町村長さん方10人で命をかけてやるような話ですが、命かけられたって困るんです、これは。会議の性格からいって、ここをもう一度考え直してもらえませんか、こう言っているだけなんです。会議の流れを尊重して下さいというんですよ、ずばり言えば。町村長さんたちの命、何人もらったってしょうがないです、これは。そこを言っているんです。もう一回、本当に慎重に考えてくれませんか。集中してやることは構わないです。だけれども、それは6割の方々が総合支所に残るんですから、本当の管理部門だけですからね。それぞれの管理部門に越していかなければならないのは、住民の皆さんの利便性という話が出ましたが、それは数限られている。それは新庁舎がまだ建たないから、これは少し我慢をしていただけたけませんかという話は、そこから出てくるのではないのでしょうか。ですから、私は、今会長から決意を込めてお話がありましたので、本当にこういう言葉を使うのは大変恐縮ですが、ぜひひとつ、持ち帰って再検討をしていただけないかという気持ちでいっぱいあります。

○議長 そのことも話し合いしました。結果的には、ふるさとセンター、文化会館からこの部所を抜けば、どこかの役場にこれに移さなければならないということになるんですね。そうなれば、このことは、今まで各部会でも論議をしてここに配置をしたはずですからして、当然、各部会、幹事会、この方々が論議をしたことをもちろん尊重しなければなりませんし、その論議をした分野については、我々町村長としても当然責任を持って、この張り付けは住民の皆さんの利便を考えれば、このとおりの張りつけでやむを得ないということにいたしました。また持ち帰ってこれを再度分割して、どこの

役場にこれを分庁舎として配置をするということは、考えられないということでございます。

○議長 高橋委員。

○高橋義雄委員 会長の話は分かりました。

町村長さん方の、今、休憩中における協議の結果、今、報告どおりでいきますと、それで話がまとまったと、こういうことでございますから、報告ですから、それはそれで、報告だから黙ってああそうですかと、聞きました、分かりましたと帰ればいいんでしょうけれども、ただ、協定した項目について、せっかく協定しておきながら、違法ではないと、今、会長がおっしゃいましたけれども、信義に悖るんですよ。違法ではないかもしれない。私は、自治法を詳しく読んでないから分からない、こいつはね。これは協定の信義に悖るんですよ。ですから、私はくどくど言っているんです。これで終わりで合併するんだったらば、町村長さん方、これで合併するんですと、こんな形で合併するんですということであれば、ここでこの協議会、52人いらっしゃる協議会委員の皆さん方が、私が言うことは少数意見で、はい、賛成と、こういうふうになればいいんですよ。それで決まる話なんですが、そうじゃないんですよ。何回も言っているように、町村長方は19日に調印なさる。850人も人を集めて調印するんだ。その後、今度は各町村の議会にかかる。これは法律で決まっているから議会にかけなくてはならない。議会では、このことによって何らかのアクションが起きたらどうしますか。私は、全体が、10ヶ町村がまとまって、町村の議会が合意を取りつけられるようにできるだけハードルを低くして下さいと、こういうことを申し上げているんです。そのことを心配しますから言っているのであって、法律に違反するとかしないとか、そういう問題ではないんです。

ですから、どこの議会だって、恐らく文化会館と言ったならば、ふるさとセンターは役場にひっついていきますから別に違和感ないかもしれない。文化会館と言ったならば、違うんじゃないかと、こういう意見が出てくるんだろうと私は思うんです。出てこなければ、何も見ないでしまったと、こういうことになるんでしょうけれども、そのことを心配するんですよ。ですから、余計なことですけども、そのほかの協定項目48項目についても、こういうことが、知らないうちに出てくる可能性も無きにしもあらず。そのことを危惧するものですから、何回も、大変委員の皆さん方に申し訳ないですけども、このようなお話をさせていただいている訳です。19日調印ですから、何もなければ、今日「はい」と言えば、町村長さん方はテレビ、マスコミ等がいっぱいいるところでにこにこ判をつけて終わりなんでしょうけれども、その後に託された私どもはどうしますか。そのことも考えて、町村長さん方、よく考えて欲しい。私は、そのことをお願いしたいんですよ。こうなってくるとお願いなんですけれども。議会通過しなければいけないからね、これは。皆さんが、10ヶ町村の議会が議決しなければならぬ、賛成の。そのことをうんと心配しているんです。ということですので、無理むりここで押し通していいかどうかということは、よく考えて下さい。

○議長 栗原文化会館、そのことについてハードルを低くして下さいということですが、これが一番ハードルが低い定めであります、町村長たちの考えは。よって、これを今から分割して、どこの役場に持っていくとしても、これまたハードルがまた高くなるのでないのかなというふうな気がします。そこで、やはりこれが一番ハードルの低い決断であるということでもあります。今の各町村の役場庁舎のあり方などを見ても、それぞれ本庁舎は本庁舎、他の課が別な場所に入って仕事をしておるというのも数多くあるようでございます。そういうことからすれば、本庁舎と文化会館、確かに離れており

ますが、その点のことについては、市民の方々のご理解を得られるものであろうというふうな考えであります。

長谷川委員。

○長谷川厚子委員　築館の長谷川と申します。

今、議論している分に対しまして、私も築館の住民の一人でございますけれども、会議の中で、もし狭かったらふるさとセンターもすぐ隣で、敷地も同じということで、私の記憶が間違っていなければなんですけれども、ちょっとお話が出たような気がいたします。

あと、もう1点でございますが、栗原文化会館の方でございますが、これは築館で、建った時点で何年か後だと思えますけれども、役場の、今現在、何年か前から、築館の課として使っております。それで、私たち住民は全然違和感はありません。それを使っているのですので全然違和感はないんですけれども、まだ他の町村の方に対して道路も混むとか、そういう、急遽出た話ということで、ご意見もありますが、私たちに対して、築館だけの問題といたしましては、前から役場の内容の課として使わせていただいていますので、これは皆さんのご理解を得られるような気持ちで、築館の住民の方たちが思っていることではないでしょうか。以上です。

○議長　今、いろいろと異論がありますが、どうでしょうね、この問題について、今まで皆さんからご意見がありました。そのほか、これここで少数意見ということで採決をするというふうなことも、これはやはり今まで全く協定項目で採決をして決めてきたのが、全く1件もありません。48項目、このように後書いておるといふこともありませんので、どうでしょうかね。ひとつ皆さんのご理解ある何かお話でも頂戴すればありがたいですが。

(「質問でもいいですか。この議論が終わるのを待ってたのですが」の声あり)

そうですか。その前にどうぞ、武田委員。

○武田正道委員　高清水の武田です。

私も、この体系図を見て、特に違和感を感じなかった一人であります。例えば、高清水でも、教育委員会は公民館にあるし、そういうふうに分散することもあるのかなということで、単純に理解しておりました。それからあと、小委員会の報告の中で、第4回のところにも、隣接の施設があれば、それも利用してもいいのではないかとこの考えがあったということも、これはそういう結論を出したということではないのですけれども、そういう意見等もあったということも書いてありますので、新市の事務所の位置の小委員会に出た方の中でも、私なんかは特に、隣に建物があればそれを使っても何ら問題はないのではないかと、個人的にはそういう考えを持っておりましたので、これでよろしいのではないかと思いますけれども。

それから、これはやはり体系図ですから、本庁舎のところに築館町役場と書いてあっても、ふるさとセンターと書いてあっても、文化会館と書いてあっても、住所が書いてあっても、それは別に協定項目文ではありませんので、それは問題ないと思います。後はお話を伺っている中では、感じられることはやはり協定項目を尊重していただきたいという考えは、委員の皆さんに、解釈の仕方は多少個人差はございますでしょうけれども、協定項目を尊重した上で出した結論なのかということが、一番疑問に思っているようでございますので、答弁される方、あるいはこれからご検討される組織に参加される方も、協定項目を十分尊重した結論が出るように努めていただきたいと思います。

それで、これも伊藤委員とも同じで、いつ言おうかなと思って待っていたんですけども、協議会そのものが、協定項目が決定した時点で立場的にどのようになるのかなという、あるいは協議会の事務局の立場そのものがどのようになるのかなという疑問を最近持っております。例えば、協定項目で、今日、16ですか、調整内容が発表され、今後も暫時、調整項目が調整された結果は報告されるということでございます。しかし、そのときに、この協議会の雰囲気事務局なりが幹事会、それを決定するのは事務局ではございませんからとか、町村会でしょうから、町村会であれば、ここに町村長さん方が参加されておられますので、十分この雰囲気は感じとっていただけたと思いますけれども、特に幹事会あたりで決まるときに、事務局が果たしてそれは合併協議会の話の内容とは少しずれているのではないかという異議を唱えるという、そういう力を持ち続けられるかどうか。町村長さん方もがっちりバックアップされておられれば、多分その力を持ち続けられると思うのですけれども、何せ来年の4月には新しい市が誕生する訳で、協議会の事務局どころではないという町村長さんもいられるようになるかもしれませんので、そういうバックアップがないと、事務局に何か力を与えないと、決まってきたことを事務局も多分、今は板挟みのような状態だと思うんですけども、事務局が幹事会に物を差し戻すくらいの力を持たせないと、協議会は、後は本当に報告を聞いて、報告でここでガス抜きして、報告どおりただ進んでいくと。協議する訳ではないですからね。そういうふうになってしまう方法を考えていただきたいなど、これは希望でございます。

済みません、そればかり言っちゃって。この体系図については、そういう、いわゆる協定項目を尊重したという考えを持っていただければ、これでよろしいのではないかと思います。以上です。

○議長 協議会の協定したことについて、尊重したのかということですが、出てきた結果がこのような結果になりましたので、中にはさっぱり尊重していない結果だという方もあるだろうし、これは万やむを得ずして尊重した結果、最小限の法律のある結果であるというふうにお考えになる方も中にはあるだろうし、いろいろとこれは見方によって、考え方によって違うと思いますが、いずれ現在としては、協定の内容等を考慮しながら、このような体系図を報告したということに相なろうと思いません。

伊藤委員。

○伊藤竹志委員 では、問題を別にして、質問をちょっと私、持っていたものですから、質問からします。

本庁機能と総合支所機能、それぞれの課の名前が違っているのは別組織というふうを考えるべきなのかどうか、一つ聞きたいんですけども。

○議長 そのことについて。

○濁沼事務局次長 ご質問の内容が……。

○伊藤竹志委員 では具体的に申し上げます。総合支所機能の方は、市民生活課になっていますね。これに値する本庁機能の方を見ますと、生活環境部の市民課となっています。市民課と市民生活課と名前が違っているんですけども、この二つは別組織ですかという質問です。

○濁沼事務局次長 分かりました。これは、別組織というふうには理解をしていただきたいと思います。例えば、総合支所の市民生活課、この部分については、本庁の市民課で取扱う部分も入っておりますが、その中でどちらかといいますと、市民生活課で取扱う部分は、市民班の部分に入ってくるだ

ろうと思います。それから、この総務の部分なんです、これは本庁の機能からいいますと総務部の部分であったり、それから企画部の部分であったり、そういう部分が総務の中に入っております。

例えば、消防防災関係、これは総務の部分になりますし、それから交通安全なり、それから各種税務証明なり納税組合なりという部分については、これは上の組織からいいますと、総務部税務課が所掌する部分になります。これは、市民生活課という課にしたのは、全て住民の方々に関係する部分でありますけれども、これまで役所に来て、窓口的な部分、そういう部分の地域の方々に直結するような部分を、全て市民生活課という部分で取扱うとしました。ただ、これも名称をどのようにするか等でいろいろ議論されたんですが、これは、やはりそういう身近な名称ということで、あえて市民生活課ということで、本庁機能の部分とは別組織というふうにご理解をいただきたいと思います。

○伊藤竹志委員　　そうしますと、本庁の方の課にも課長さんがいらして、総合支所の方の課にも課長さんがいらっしゃると。同じ仕事をするとともに、二人の課長になるというふうに考えるとよろしいんですね。

○濁沼事務局次長　　総合支所の最終的に統括するのは、総務支所長ということで、前にも部長職ということでお話をしました。それから、本庁にいきますと、例えば総務部、ここには部長職を置くと。ただ、総合支所に行った場合、取扱う内容ですが、例えば本庁の総務、それから企画、そういうところで取扱う部分も総合支所の例えば市民生活課なりが取扱うということになります。ただ、これはあくまで出先の部分でありますから、最終的な所掌は総合支所長がとるということになります。

ただ、やっている事務の内容について、例えば本庁の、縦割からいいますと、それが部分的には総務部に行ったり企画部に行ったりして、そこの本庁の部分との協議する部分はいろいろ出てくるかと思えます。ただ、組織的には本庁の部とそれから総合支所の課については、あくまで所掌するのは総合支所長という部分になります。

○伊藤竹志委員　　合併のまず目的は、効率的な組織作りと。それで、先ほども千葉委員からも、または遠藤委員の方からも、やはり財政的に厳しい中での合併ですから、やはりそういう中で栗原151人の議員方も一気に45人に減らされると。当然役職も減らして欲しいなと思うのは、郡民の願いなんですね。役職減らないです、これね。合併する意味がないのではないかという気がするんです。なるべく効率的な組織作り。前回の議論のときに、海老田委員の方から夜間保育についての時間の問題がありました。効率的な役所運営ができれば、そういうこともすぐに可能なんですね。それが、支所はまた別組織だと。本庁とまた別なんだと。それで課長がそれぞれいて、課長の上にまた支所長がいらっしゃると。住民は、役職いらんいです。よく働いてくれる役場の職員が欲しいんです。この組織図を見ると、効率的な財政どころか、全然、人は10年後に300人減らしますと言いますが、でも、これは緊急課題ですから、やはり1年目からでも少しでも人件費を減らすことを考えなければいけないんですね。それが私たちの今、使命なんです。その議論を今しているんです。やはり、先ほどの役所の問題ではないですけども、私はこれは差し戻すべきだと思います。以上です。あと、今の質問、答えて下さい。

○議長　　最初の質問に。

○濁沼事務局次長　　先ほど言ったように、本庁機能は全ての市庁部クラスと並ぶようになります。そういう部分で、その部の部分を総合支所にカットしておく、別な言い方をしますと長くなってしま

うと。そうすると、本庁直結の部分になりますと、今、逆に言われたように、課の数が多くなってしまふと。そういうことで、総合支所については、本庁で複数課に持っている部分を総合支所においては、例えば本庁で持っている三つの課を、総合支所では一つでやるとか、四つで持っている部分を一つでやるということで、あえて総合支所については3課1センターといたしました。

こういう部分については、職員の部分なんですけど、どのような組織体制を作っても、最終的に新市立ち上げ時の職員の削減にはならないだろうと思います。別な言い方をしますと、新市移行時に職員を首を切るという部分はできませんから、これは少なくとも、10ヶ町村の職員を新市に全て引き継ぐということで確認をされておりますし、ただ、そのときに、部会の中では、先ほど言いましたように、やはり総合支所の課なりは少なくすべきということで、この3課1センターという部分で絞り込んできました。これは前のイメージの中では、4課1センターという部分で、イメージ図で説明をした経過がありますが、それも含めて、やはり4課1センター、これは多過ぎるぞということで、あえて今回、前のイメージ図から1課を削減した3課1センターということで提案をさせていただいております。そうしますと、今、お話のありました内容からいけば、逆にそのようなむだの部分ができる限り減らしていくということになります。

それから、これは何回もお話ししたんですが、常に組織については、新市移行時はこのような組織であります。これは右上見ていただければ、平成17年4月1日新市移行時の組織ということで、あえてここに明記をさせていただきました。これは、裏を返せば、例えば1年後なり場合によっては半年後になるかも分かりません、そういうことで、実際に組織が動き出したときには、この組織、これは見直しが出てくるでしょうということで、あえてこれは4月1日新市移行時の組織ということで、この組織は随時、当然、職員の削減も含めて見直しは何回もかかってくるだろうと思います。最終的には、やはり無駄のない組織を作っていくということで、これは新市移行時の組織であるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 伊藤委員。

○伊藤竹志委員 お話はよく分かったんですが、ただ、効率的なものとしては、なぜあえて総合支所に新たに課を作るのか、よく私はいまだに分からないです。やはり住民票関係、またはナンバープレートその他関係、ナンバープレートは税務関係ですね、住民票とかその他の関係は、本庁の市民課の管轄にして、各支所にそれぞれまた新たに課を置いて課長を置く必要はないのではないかという気がするんです。

それから、保健福祉の関係でも、なぜ各支所にまた新たに課を置く必要があるのか。本庁の課でそれぞれのもとで各支所を見るというのが、それこそが栗原が一つということではないかという気がするんです。それこそが効率ある、それからあと人件費というのは、別に人を首にするだけではなくて、管理者を減らすことも人件費の削減なんです。それをまず第1年目からやっていただいたらどうかという、そういう気もするんです。そういう検討はなされたかどうかというのもお聞きしたいんですが。

○議長 はい、その辺。いろいろと検討したはずですからして、その検討した結果、答弁して下さい。

○濁沼事務局次長 先ほど、総合支所に残すべき人数、6割程度というふうにお話ししました。別な

言い方をしますと、本庁に上がってくる職員は4割と。そうしますと、今、既存の各町村の職員数を前の資料等では出した経過がありますが、その6割の職員が残った場合、例えば管理職、総合支所長が部長級ということでお話ししました。管理職1名で総合支所の、今の各町村の職員の6割程度が残っている職員を一人の管理職で掌握ができるかという部分も大分議論されました。そういう中で、やはりこれは人数的に非常に難しいということで、総合支所については最小限の課を作りながら、3課1センターという部分で6割程度の職員を所掌していくと。ただ、その6割の話から言いますと、この3課1センターでありますから、各町村の現行の管理職の数からいけば、総合支所に配置になる職員の管理職は非常に少ないものになるだろうと思います。

ただ、そうなりますと、本庁の組織、機構の部分が出てくると思います。ただ、本庁の組織、機構の部分は、これは何回もお話ししているんですが、例えば、これは今の新市移行時の組織であって、これは毎年のように組織の見直しをしていきますということでお話ししております。新市が動き出してから、やはりこの係は要らない、この課は要らない、そういう部分が出てきた場合には、随時やはり見直しをしていく必要があるだろうということで、決して新市において組織の見直しをしないという部分ではありません。総合支所については、先ほど言いましたように、総合支所長一人の管理職では6割程度の職員を責任を持って、行政をやっていく部分は非常に無理な体制だろうということで、あえて3課1センターというふうにさせていただいています。

○議長 いいですか。とにかく、合併した当時は確かに人が多い訳ですからして、これはいずれ合併した年次から、逐次退職する方々が出てきますので、その退職した人数の何分の1かというようなことで、やはり減らしていかなければならないと思いますので、当分は、やはりこのような課を置くことによって、各町村で、今管理職をしている方々がたくさんいるんですよ。そういう方々を、やはり張りつけておかなければならないだろうと思います。そういうことで、伊藤委員がおっしゃることは当然でありますので、おっしゃることの趣旨は、十二分に事務局でも分かっておりますし、我々町村長としても、その点は十分に配慮しながらやっていかなければならないものだろうと思っております。

そのほかございませんか。石川委員。

○石川正運委員 築館の石川でございます。

私、1点だけ確認したいことがあります。というのは、先ほど、若柳の高橋委員の方から築館の総合支所の話題が町村長会議の中であったのではないかと。このことに対して、あるにはあったけれども、議論も何もしない。だれかが寝言を言ったようなことの答弁でありますけれども、この事実関係、私、ここできっちりお聞きしたいんですが、いつ、どこで、だれが提言といいますか、要望といいますか、発言があったのか、その議論は全然なされなかったのかどうか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

○議長 これは、私から申し上げますが、そのようなニュアンスの話は築館の町長から出まして、これは別に、それを取り上げてどうしますかといったようなことでの論議は全くいたしませんであります。そういうことがあったということで、ひとつご了承して下さい。

○石川正運委員 あったという事実は認めるんですね。（「はい」の声あり）と言いますのは、私は第15回かの合併協議会の中で、この築館の総合支所は手狭ではないのかなという意見をして、会長

から答弁を求めたときに、確かに手狭である、それは合併後とは言わなかったけれども、予備費を充当しながら考えてもいいと、こういう答弁があったんですね。そういうことからして、先ほど来、ずっと本庁あるいは分庁の議論がありましたけれども、私は、あえて本当は、この話はしないでおこうかなと思ったんですが、私の方の町のいわゆる議会の合併調査特別委員会の中でも、本来であれば築館庁舎を全部空けて、そして本庁一本になるのであれば、それが一番いいことだなと。

先ほど来もありました。効率的な行財政から見れば、それが一番の理想だと思いますが、そういうことは、いわゆるスペース的、いろんな問題からできないというようなことで分庁にもなりましたけれども、そういう基本的な考えのもとから、築館では本庁舎を、余計な経費をかけないで本庁舎にしよう、その代わり、築館の総合支所は、合併後に計画されておりますNPO、ボランティア活動の拠点事業の中に、約7億円の予算がありますけれども、あれの一部に総合支所をとという声がありますので、そのことに対してうちの町長が発言したんだと思います。そのことが全然議論にもならなかった、話は聞いたけれども全然ですよということは、なかなか理解できないんですが、この発言は、きっちりと会議録なり議事録に残るんですか、町村長会議のうちの町長が発言したものは。ただ、言いっ放し、聞きっ放しの中で終わるのかどうか、これだけ確認しておきます。

○議長 町村長の会議の会議録には、これは載りません。今、石川委員がおっしゃるようなことを話せば、これは本庁舎の小委員会で論議したのが一体何だったのだということになりますので、これはやはり我々としても、小委員会の方々が論議したことは、やはりあくまで尊重する。先ほど来、協定したことをさっぱり守らないのではないかというようなことがあるので、やはりこれは守っていく上には、それは当然別な時期に論議すべきであろうなというようなことで、論議はいたしませんでした。

○石川正運委員 あえて私も、ここで決定しろとかそういうことを言っておりません。別の時期に議論するのであれば、やはり議論をして欲しいなど。まず、これこそ要望して終わっておきます。

○議長 よろしゅうございますか。ございませんか。まず、それでは、栗原市の本庁／総合支所の体系図、これは報告どおり、全員が了承するということではないと思いますが、これをもって、ここで報告を了承したというような方法で決めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは以上のとおり決定をさせて下さい。

大分時間もたちましたが、今少々我慢をして下さい。

報告第26号 合併協定書について

○議長 報告第26号 合併協定書についてを協議議題にいたします。

説明して下さい。

○二階堂事務局次長 それでは、報告第26号 合併協定書についてを報告をいたします。

まず、この合併協定書、なぜ作成をするのかというところからお話をしていきたいと思いますが。

これまで、合併協議会の中で48項目の合併協定項目について協議が行われてきました。合併するに当たって、それぞれの項目ごとに、その方針などについて確認がされてきて、全て終了したという

ところでございます。今後、この町村合併の手續といたしましては、各町村議会におきまして廃置分合議案の議決、そして宮城県知事への廃置分合申請というふうになる訳でございます。

各町村の議会に議案を提案をする前に、10町村長さん方が、これまで確認されてきた合併協議の内容を最終確認をします。そのために、この合併協定書を作成をするということになる訳でございます。

この合併協定調印ですが、これ自体には法的根拠はないものでありますけれども、いわゆる町村議会に議案を提案する際の根拠というふうになるもので、議会における議案の議決前に、合併協定を行っておくということから、協定書を作成をするというものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思いますが、1ページ、2ページにつきましては、目次でございます。これまでの48項目にわたって、この内容を記すというものでございます。項目ごとの内容につきましては、3ページから記載をしております。24ページまでがその内容ということになってございます。

この合併協議会で協議、確認をされてきた内容をもとに、協定書用ということで、一部記述方法を改めて作成をしたということがございます。その内容は書いておりませんが、文章作成の形式を統一するために、一部記述方式を改めて作成をしたということでございます。その内容は、後ほどご説明したいと思います。

25ページ、26ページ、ここが10町村長さん方が署名調印をするということになる訳でございます。

そして27ページから30ページですが、町村長さん方の調印に立ち会ったということで、宮城県知事から署名をいただきます。さらには、先進事例では、合併協議会の委員の皆様方も立会人というふうに位置付けをして、署名をもらっているということから、委員方にも調印に立ち会っていただきまして、お願いをしたいというふうに考えております。

それで、52名の全員の方からお名前を書いていただき、そして印鑑を押していただくということになりますと、相当時間もかかることから、このように委員方のお名前は印刷をさせていただきます、それぞれのお名前のところに印鑑を押していただくというようなことでお願いをしたいというふうに考えております。

なお、調印式当日にやむを得ず欠席という方がもしいたとすれば、その方は印鑑を押されないということで、空欄ということになってしまいます。（「後からもらえないのか」の声あり）調印式に立ち会ったということでの確認でございます。

32ページですが、先ほど申し上げました合併協定書を作成する際に、一部記述方法を改めたということの一覧表でございます。例えば、番号のとり方なり、送り仮名、さらには一つの項目でその1、その2というようなことで協議をしてきたものがございましたが、そういったものも、一つにまとめたというものです。さらには、現行のとおりというふうに、現行のまま、これを現行のとおりということで修正をして協定書を作成をしているというものでございます。

その内容が、次ページから、33ページからになってございます。

また、合併特例法の一部改正によりまして、修正をしたところがございます。それが、33ページをお開きいただきたいと思いますが、合併の期日でございます。協議会の確認といたしましては、合

併の期日は平成17年3月14日とすると。ただし、法の一部改正があったときは平成17年4月1日とするというような確認だった訳でございますけれども、いわゆる合併関連3法が可決成立されまして、5月26日に公布されております。そういったことから、この協定書につきましては、左側のとおり合併の期日は平成17年4月1日とするというふうに改めたところでございます。

また、52ページ、最後のページでございます。ここは地域審議会の設置に関する協議ということで、第1条から第10条までの協議を行ってきた訳ですが、第9条のところ、地域審議会の庶務をどこでやるのかということで表記されておりました。それを先ほども報告があったとおりの組織が考えられておる訳ですが、本庁及び各総合支所の担当する課において、地域審議会の庶務を処理するというふうに第9条を改めてございます。

なお、附則のところですが、附則の右側ですけれども、以前は平成17年3月14日から施行することになってございましたが、合併期日が平成17年4月1日ということですので、附則を訂正したというものです。なお右側の第2項、これは経過措置でございましたが、この経過措置も不要ということになりますので、これも削除をするということで合併協定書を作成をしたというものでございます。以上です。

○議長 協定書の内容について説明がありました。

何かこの協定書の内容等について、それから協定することについてご質疑等ございましたら。千葉委員。

○千葉伍郎委員 これから私が考えていることを縷々説明をいたしますと、かなりの時間を要しますので、あらかじめ協定書の案について私なりの素案を作っていました。議論のしやすいように、委員の皆さん方に一回配付をしていただきたいと思いますというふうに思っています。これは、取扱いを判をつけてきましたので、そういう形で議論をすればかみ合うなというふうに思います。

○議長 配付してください。

休憩します。

午後5時34分 休憩

午後5時45分 再開

○議長 退席届けがございました。築館町の石川委員が退席いたしましたので、ご報告を申し上げておきます。

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

千葉委員の方から、文書でもって皆さん方のお手元に配付されたものがございます。このことについて、まず千葉委員の方から質問を許します。

○千葉伍郎委員 執行部の方から提出をされました資料を一読させていただきましたが、先ほど来、ちょっとお話を申し上げましたが、住民説明会に使った資料をそのまま協定書の順番を踏んできているというのが中身であります。問題になるのは、その他必要な協議事項がある訳ですが、この協議事項が現在では、私が数えた範囲では57ヶ所、合併時まで調整するという文言がありました。これは、調印後も変更があり得ると、いわゆる削除をされる可能性が十分あるということで、流動性のあ

る文章です。これをこの時点で提出されました全く同じ文章に調定調印をするということは、私は協定の趣旨からいっても外れているのではないかと。ましてや、自治法上の何の制約もないということですが、少なくとも、10ヶ町村の町村長さんを始めとしての紳士協定になる訳です。

したがって、私は、今までの自分の歩んできた経過を踏まえたと、まずこの協定書の中には鏡の部分を見て下さい。鏡の部分を見てもらえば分かりますが、いきなり合併協定書(案)となっており、鏡のところ、少なくとも栗原地域10ヶ町村合併に関する協定書、こういうふれが最初にあつて、この協定書の何の協定書だか分からなくなります、これで。したがって、鏡の前段に栗原地域10ヶ町村合併に関する協定書案というような形で付すのが流れではないかと。以下、前の部分に書いている部分については、この協定書の一部を活用させていただきました。それから、協定書の流れの作り方ですが、これは基本的協議事項が五つあります。それから、合併特例法に基づく協定項目が五つあります。その他、必要な協議事項というのがある訳ですが、これらの問題について、特にその他必要事項について、先ほど言いましたように、合併時まで調整するという文言が、このその他必要な事項項目も中心にして多いものですから、これは別冊に作って、そしてここにも書きましたように、「ただし、協議項目中合併時まで調整するとしてした事項の取扱いについては、」これは先ほど答弁がありましたが、9月とも10月とも、ここは余りこだわらなくてもいいと思いますが、「16年9月を目途に事務作業調整を終了し、協議会に報告し決定することとする」と、こういう基本的な考え方と、第4条では「この協定に関し、疑義または定めのない事項が合併前までに生じた場合は、その都度10町村長会議で協議の上、協議会に報告し決定することとする」と。

以下、調印者等々は原案のとおりで結構だと思いますが、流れとしては、やはりこういう文章に仕上げるべきではないのかなというふうに思いますので、ぜひ執行部が提案された案件と、私の案をお読みをいただきまして、最善も次善も策を講じていただきますようお願いを申し上げておきたいと思います。この協定書のポイントになった文については、くどいようですが、合併時までには調定をするという文章を、執行部の提案でありますと流動のある項目をそのまま協定調印をするということについては、どうしてもやはり理解ができません。したがって、こういう案文を作り上げましたので、ぜひ併せてご検討してご批判をいただきたい、このように思います。以上です。

○議長 今、資料を渡していろいろと説明がありました。このことについて、何か、事務局、感じたことはありますか。

○二階堂事務局次長 まず、事務局で作成をした協定書でございますが、これにつきましては先進事例を参考にして作成してきたものでございます。先進事例、既に合併している町村も、それぞれ都道府県の知事に対しての廃置分合申請なり総務省への廃置分合申請、そういった手続をする中で、こういった協定書を作成してきているという状況があるということでございます。

そういったことから、先進地にならって、これを作成してきたというものでございますし、宮城県内での協定書の作りもこのような作りということで県の指導をいただいております。

○議長 今、千葉委員さんが親切丁寧な文章を配付して説明がありましたが、これも先進例等の事例を考慮しながら事務局の方で作ったそうでございます。問題は、合併時までには調整するというふうな内容のところ、なかなか千葉委員は了承ができないということであるようですが、いずれこれは、先ほど来申し上げましたように、10月まで残りの34項目でしたか、報告をするということにして

おります。いずれ、このような協定内容は、登米地域でもこのような内容で恐らくは行うのであろうなと思っておりますので、親切ご丁寧に提案していただきましたが、この協定案でもってご了承賜りませんか。

○千葉伍郎委員　やはり、先進地事例とって、どこですか、これは。加美町の話ではないですか。この作り方は。私も労働組合を含めているいろんな機関の代表もやってきましたので、協定書の作り方というのは熟知している訳です。しかし、今聞きますと、自治法に制約をされたものではないと、こういうことですから、書式は伴っていない訳ですね。書式は伴っていない。この協定の中で、仮にこのまま10町村の皆さん、町村長さん方と立ち合いの皆さんが判つきましたと。10年たったと。このものを見まして、何やと、これは。50何ヶ所の合併時まで調整する。これが、今、会長が言うように10月以降に協定を結ぶのならこういう文章にならないです。いわゆる6月19日には、見切り発車をしなければならない、文書整理をせざるを得ないということになれば、合併時まで調整をするというのはどういう意味をそのときに持っておったのかということをおかかないと、協定の意味が薄れてくると。今、会長が言うように「いや、10月までやって変わるのですから、そのときその都度協議会にかけますから」と、そういう話にはならないんです。これは、全国一人歩きしますからね。先進地事例と称して。

だから、私は、先進地事例とって、書式があるんですかと、ほかの協定書を含めて、こういう中途半端な文章ありますか。ここを私は言っているんです。それから、今まで、分庁舎を含めて議論をしたように、協議会の経過の流れを尊重しなかったとかしたとかという話が出てきますから、先ほど来言ったように、一番最後に私は4条を起こして問題が生じたときには、疑義が生じたときには、合併前ですから、合併前に協定書の疑義が生じたときには、10町村長の会議を開いていただいて、協議会に報告をして決定をするんだということまでつけておかないと、「何、あのとき結んだもの、いがすべちゃ」ということにはならない。そういう性格のものではないでしょうか。先進地事例というんですが、具体的にどこか言って下さい。あるいは全くひな形が、こういう合併時の扱いについても、合併時まで調整するという文言も、先進地事例の中に入っているからやったんだということの答弁ですか。そこを確認したい。

○議長　千葉委員が、今皆さんにお渡ししたのも、これはどこの例だと言ったってこれは千葉委員の一人歩きの例なんですよ、これは。ですから、これが正しいのかどうかということも、これはもちろん議論しなくてはならない。いずれ、この協定書は、今千葉委員がおっしゃったようなことは、既にこれは会議録にも記されてあるはずですからして、決して千葉委員のおっしゃるような、内容を逸脱するというような協定書ではないということ、ここにあります10人の町村長、認めておるはずですから。そしてまた、34項目については、今後10月までに成案をいたしまして、これはご報告をする、それによって論議をする。そして成案したものは、協定はしたものの、当然、協定書でもって合併時まで調整するということになっていきますからして、その協定したものが正しいものであるということになるんだろうと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

これは千葉委員から見ればそうかもしれませんが、全体的に見て、これ別におかしいと思わないのでないかと思うんですが、いかがでしょうかね。

そのほかございませんでしょうか。いいですか、今、千葉委員の意見もありますが、事務局でもっ

て熟知した案件で……。もう一回。

○千葉伍郎委員 私は何回も言っているんですが、この立会人ということで私の名前も入っていくから言うんですよ。このままのやり方では判つけませんよ。正直なところ。体を成してないんですから。どこで確認しようが、速記録に残っていようが、これが最終的な確認なんですよ。これが全て物を言う訳です。この文章を見て、二つにも三つにも解釈するような協定文というのは、私は体をなしてないと。ですから、この時点で未決定のものについての表現を、協定の案文の中に挿入すべきではないですかというのが趣旨なんです。いや、何、さっきの事務方が言うように、参加したかしないかの判をもらんだというだけだったら、それはそれなりに判断します。しかし、現実の問題として、私の名前も資料の中にはありますからね、あんた了解したのでないかと言われると困りますからね。ですから皆さん議論してくださいと、こう言ってるんですよ。中途半端なやり方でだめなんです。

○議長 ですから、この協定書は、千葉委員がおっしゃるように、全く協定した内容のとおりなんですよ。この内容は。ですから、協定した内容のとおり協定して何が悪いですかね。私はそのとおりやるのが一番正しいのではないかと思うんですが。佐藤委員。

○佐藤幸生委員 ただ今、千葉委員の方から、大変正しいといえますか、いずれもが正しいんですが、この協定書、私も個人の民間団体の公害防止協定等の協定文を拝見させていただいた訳ですが、そうした場合には、やはり当事者間での疑義が生じた場合に、その都度協議をし、改正をし、公害の発生しないように努めるというような形で、その都度というようなことではあるんですが、ただ、今回、合併の協定書につきましては、自治体という非常に大きな公的な団体であり、そして県、国に提出するものだというふうに理解しておる訳です。

そうしたときに、例えば、この協定が合併時前までにいろいろ疑義が生じた場合に、その都度報告をし、協議会で決定するということでは、協定にならない、あるいはこの協定が非常に弱いものになってしまうのではないかというふうに思う訳です。したがって、この協議会の中でその都度、合併時までに調整する分については、協議会に報告をし、協議をするということで説明いただいておりますし、私どももそのように理解をしておる訳で、ただ今、会長から説明があったように、協定されたものについて、結束をしたものについて、最大限努力をして協定文を作成したということでございますので、私は、この協定書について、賛成をするものでございます。

○議長 そのほかございませんでしょうか。この協定書の内容でもって、千葉委員に対して申し訳ないんですが、協定をするということではいかがでしょうか。よろしゅうございますか。（「意見保留」の声あり）意見保留ということでございますが、いずれ、皆さんの中で、この協定書でもって協定をするということでよろしゅうございますね。

（「異議なし」の声）

○議長 ありがとうございます。

それでは以上のとおり決定をさせていただきます。

報告第27号 合併協定調印式について

○議長 続いて次に入ります。報告第27号 合併協定調印式についてを議題にいたします。事務局、説明して下さい。

○二階堂事務局次長　それでは、報告第27号 合併協定調印式について、この開催について報告をしたいと思います。

1枚ものですが、裏面をご覧いただきたいと思います。

10町村の合併協定調印式、これを平成16年6月19日土曜日、午前10時から栗原文化会館のホールでもって行っていききたいということでございます。

次第につきましては、開式の辞から閉式の辞まで十の項目がある訳ですが、この中で5番目ですけれども、合併協定書の署名調印ということで、各町村長さん方に署名調印をいただくと。その後、立会人の代表ということで、宮城県知事の署名をいただくという流れになります。

それで、合併協議会委員の皆さん方の署名でございますけれども、これにつきましては、式典終了後2階の研修室において協定書に押印をいただくということにしたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

協議会委員さん方への案内状ですが、本日それぞれの席の方に配付させていただいておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長　ただ今、協定調印式のことについて説明が終わりました。ご質疑ございますでしょうか。よろしゅうございますか。何かご質疑ございますか。茂泉委員。

○茂泉文男委員　花山の茂泉です。

地域審議会についてお伺いしますが、確認といたしますか、前にこれを設置するときのことでしたが、後ほど地域自治組織、新法が成る、それが6月頃であろうという会長の返答でございましたが、その時点で地域にとってはどちらがいいのか、それを選択する余地はありますという返答でございましたが、ここでのこの協議会の規約と申しますか、これが調印されますと、これはそのまま生きてしまう、生きてしまうというか、後ほどまた差し換えができなくなるというような事態も生じるのではないかというふうに思いますが、その点ではどのようにおられますか。

○議長　このことについては町村長会議でも論議されました。このことについて事務局の方から答弁をさせます。

○濁沼事務局次長　地域審議会の取扱いについては、新市において合併前の10町村の区域に設置するとしながらも、なお、地域自治組織については国の制度改正を踏まえ、さらに検討するものとするということで、協議会で確認をされているところであります。

今国会におきまして、3月9日提案されました国の制度改正に係る法律改正案等につきましては、これまでも幾度かご説明をしてきたところであります。5月19日市町村合併関連3法と言われます新市町村合併特例法及び地方自治法等、これまでの合併特例法の一部改正が参議院本会議におきまして可決成立をいたしました。しかしながら、この市町村合併関連3法は、5月19日に可決成立したものの、政令で定める事項が多くあることから、国においては政令公布も含め整理作業を進めているものの、これから6ヶ月以内での施行であるというふうに聞いております。

このような中、総務部会、幹事会、町村長会議の中で、具体的な法令内容が定まらない現時点での協議は難しいとしながらも、これまで幾度となく地域審議会及び地域自治組織、これは地域自治区、合併特例区の二つありますけれども、幾度となく協議をしてきました。こうしたことから、合併特例法の今回の法令の内容ですが、一部改正を受けての予算の決定権など、機能権限を持つ合併特例区

は、選択すべきでない。これは、法人格を持つ自治組織になります。それから二つ目としては、新市において合併特例法に基づく地域審議会を設置し、その後、地域審議会を廃止し地域自治区を設置することは、制度上可能であると。政令内容等が可能であるという内容であります。ただ、政令内容等が定まらない現段階での検討は急ぐべくでないという部分が二つ目であります。三つ目としましては、新市において地域審議会と地域自治区の二つの制度を地域により併設することは制度上不可能であるということ。四つ目は、地域自治区の設置については、これまでのいろんな協議の中で、10町村の合意形成は難しいということ、五つ目としては、地域自治区の機能権限としての中に、支所、出張所機能を持つとあります。

新市の組織機構は、住民の利便性やサービスの低下を招かないよう、総合支所を設置するというようにしております。このことから、栗原市においては、総合支所機能で十分であるだろうということ等々もありまして、以上の理由から、当面は地域審議会の設置とすべきというふうに結論づけております。ただ、あわせて地域自治区の検討も引き続き重ねていくということで、今回は地域審議会、この部分は合併協議会の中できちっと決定をされ、各町村の議決をもって申請ということになりますから、今回は地域審議会という内容で提案をさせていただいた訳であります。以上です。

○**茂泉文男委員**　今回は、法案ができないということで、これは難しいだろうという。聞き方によっては、非常に、これは希望が持てるのか持てないのか、非常に今、苦しんでおります。でございますが、いわゆる地域審議会にかける、私どもみたいな小さい村にとっては、非常に期待が大きかったんですね。それが、どうも地域審議会の規約的なものを見ますと、ただの諮問機関というんですか、こちらの地域の振興策についての提言などは受け入れられないというような文言は、はっきりはうたっていないんですが、市長から諮問になったものを、ただ答申するだけというようなことのようにございます。それで、非常に危惧したというかがっかりしている面がございます。これはただのその辺にあるような、民間のボランティア団体的ものではないかというようなことなどもございまして、地域自治組織に対する期待は非常に大きい訳なんです。今話を聞きますと、いずれは法案になった時点で、それもまだ考えるのもやぶさかでないというような答弁でございましたが、それは約束といいますか、それは議事録に残していただいて、その時点でまたこれと差し換えるというようなこともあり得るんですか。その辺をお聞きしたいと思えます。

○**議長**　これは会長から答弁させて下さい。

このことについては、町村長会議でも論議をいたしまして、今後、法令等が施行になりまして、いろいろこれらの自治組織についての具体的な策が見えてくると思えます。そういうものを参考にしながら、基本にしながら、再度検討いたしまして、自治組織の方が栗原市にとっては有効である、適切であるというような場合は、これは当然自治組織の方に変更可能でございますので、そういう点は町村長会議でも意見の統一を見ておりますので、ひとつご了承下さい。

○**茂泉文男委員**　もう1点ですが、調印式に我々協議会の全員の押印と言いますか、判をつきなさいということですが、これはどういう意味を持つのか。調印に必要なと言うんですか、大きな力を持つのは、町村長だけで事足りるんだらうというふうに私は思っています。それでもなお、立会人が欲しいというのならば、町村を代表して議長なり、一人ぐらいあればいいのではないかと思うんですが、全員の調印というのはどういう意味を持つのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

○鈴木事務局長　一つは、この合併協議会そのものは、法に基づいて設置されたもので、それに皆様方が委員としてご参加させていただきました。数々の回数の中で、48項目という協定項目を皆さんの協議の中で確認させていただきました。そういうことから、この調印、いわゆる協定項目を首長さん方が確認するとともに、この協議会に参加していただいた委員方も、その立ち会いということでご参加していただき、協定項目の内容に目を通して、これが確認された項目だということでご確認をいただくという位置付けでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　以上のような内容です。よろしゅうございますか。ご了承下さい。

それでは、立会人として、ひとつお立ち会いを願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

そのほかございませんか。調印式について。よろしゅうございますか。（「はい」声あり）

それでは、調印式については以上のとおり決定をさせて下さい。6月19日午前10時から始まりますので、文化会館の方にご参集をしていただきたいと思います。

○議長　なお、それから各町村でいろいろとおいでになる方々もあるようですからして、各町村ではマイクロバスを準備するという町村もあるようでございますので、それは各町村の方でいろいろと、手はずをしておるようでございます。その辺は各町村にお任せをすることです。協議会委員の方々は自家用車で来ていただきたいんだそうです。マイクロバスには間に合わないそうですから。判を押してもらって帰るときには時間がかかるそうです。ひとつよろしくご了承下さい。

よろしゅうございますね。（「はい」の声あり）それでは、報告第27号 合併調印式についてを以上のとおり了承するという事で決定をさせて下さい。

5. その他

○議長　続きまして、事務局。

○鈴木事務局長　なお、駐車場につきましては、文化会館の上の駐車場を確保してございますので、係員がそちらの方にご誘導しますので、よろしくどうぞお願いいたします。

6. 閉　　会

○鈴木事務局長　大変長時間にわたりましてご協議賜りありがとうございます。

閉会に当たりまして、副会長であります築館の千葉町長から閉会のご挨拶をお願いします。

○千葉副会長　今日は、第19回の合併協議会でございます。2) 総合支所とか本庁、ここでの大分激烈な議論が展開されまして、このままでいけば合併も分解してしまうのではないかなとって、大分懸念された訳であります。皆さん方の最終的な、満場一致ではなかった訳ですが、これをご可決をいただいたこと、特に副会長といたしましても築館町長ですから、針のむしろに座ったような数十分を過ぎた訳でありまして、私の人生にとって、大げさな出来事の一つだと思っている訳であります。

町村合併というのは、今流行りになっている訳ですが、県内でも、石巻地方でも少しよりが戻りつつあるような感じがいたします。仙南の方ではまだ固まっていないようでありまして、いろいろある

んですが、私は合併というのは流行りに乗ったというのではなくて、これを選択するのが、今の時期においては非常にいいことだと思っておる訳であります。今、幼稚園とかこれから生まれてくる子供たちが、あのときの何十年前の大人たちが、合併もしないでこのままになったんだというような後悔をするようなことはしたくないと思って私はおる訳でありまして、私の考えを押しつけるつもりは毛頭ございませんが、ここまで産みの苦しみということで、今日は大変皆さんの中で激しい議論があった訳で、それは私は大変歴史的に意義のあることだと思っております。

長時間にわたりまして、真剣にご討議いただきましたことに対して、心から感謝を申し上げまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

午後6時16分 閉会